

複数の契約と相互依存関係の再構成

——契約アプローチと全体アプローチの相違を中心に——

小林 和子*

- I 問題の設定と検討の方法
- II フランスにおける相互依存関係理論の進展
- III 考察
- IV おわりに

I 問題の設定と検討の方法

1 問題設定

(1) 序

現代における経済の飛躍的發展に伴い、複数の契約が用いられることによって、全体として一つの取引が実現されることがある¹⁾。その結果、取引に関与したそれぞれの当事者に、企図した経済的利益がもたらされることになる。このような取引は、数多くの関心を集め、様々な分析がなされている²⁾。

本論文は、このような取引で用いられる複数の契約の「相互依存関係」について分析し、検討するものである³⁾。

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第8巻第1号2009年3月 ISSN 1347 - 0388

※ 一橋大学特任講師

- 1) 野村豊弘「複数契約とその関連性」手研456号1頁（1991）。
- 2) 従来の分析については、椿寿夫「提携契約論序説（上）（下）」ジュリ846号117頁、849号101頁（1985）、山田誠一「「複合契約取引」についての覚書(1)(2)」NBL485号30頁、486号52頁（1991）、河上正二「複合的給付・複合的契約および多数当事者の契約関係」磯村保ほか『民法トライアル教室』291頁以下（有斐閣、1999）、北川善太郎「約款—法と現実（4・完）」NBL242号83頁以下（1981）などを参照。
- 3) 本稿の問題は、混合契約とも関係する。混合契約と複合契約の関係については、宮本健蔵「混合契約および複合契約と契約の解除」志林99巻1号3頁以下（2001）も参照。他には、契約の個数論を問題とする必要があるのかという問題もある。道垣内弘人「一部の追認・一部の取消」星野英一先生古稀記念『日本民法学の形成と課題（上）』293頁以下（有斐閣、1996）や近藤・後掲注4)131頁などは、契約の個数論は本質的な問題ではないとする。

以下では、一定の経済的目的が達成されることを予定した多種多様な取引に関する裁判例 ((2)) と学説 ((3)) を、取引の構造に着目しながら整理をする。そして、今までのところ解決されていない問題点について指摘をする ((4))。

検討対象については、複数の契約が一つの取引作用の実現に必要な不可欠であり、また、それぞれの契約が対等な関係にある場合のみを本稿は考える。従って、例えば、両契約が一方的な依存関係にある場合などは含まない。

問題となる取引には、二当事者の場合と三当事者以上の場合があることから、それぞれの場合を区別しながら、以下では論じる。

(2) 裁判例

(i) 二当事者の場合

二当事者の場合について、三つの具体例をここでは検討する。リゾート・マンションの売買契約とスポーツクラブ会員権契約 ((a))、不動産の小口持分の売買契約とその持分の賃貸借契約 ((b))、サブリース取引 ((c)) について述べる。

(a) リゾート・マンションの売買契約とスポーツクラブ会員権契約⁴⁾

問題となった判決では、リゾート・マンションの売買契約と同時にスポーツクラブ会員権契約が締結された。そして、会員権契約上の債務である屋内プールの完成の遅延を理由として、買主がマンション売買契約を民法541条により解除できるかが争われた。

この問題に対し、第一審（大阪地判平成6年12月19日（民集50巻10号2677頁））は、「本件売買契約と本件会員権契約は不可分的に一体化したものと考えるべき

4) 最判平成8年11月12日（民集50巻10号2673頁）。本判決の評釈には、池田真朗「判批」NBL617号64頁（1997）、大村敦志「判批」別冊ジュリ平成8年度重判68頁（1997）、金山直樹「判批」法教201号114頁（1997）、河上正二「判批」セレ97年20頁（1998）、河上正二「判批」判評470号175頁（1998）、北村實「判批」法時69巻12号103頁（1997）、北村實「判批」別冊ジュリ民法判例百選Ⅱ債権〔第五版新法対応補訂版〕100頁（2005）、近藤崇晴「判解」ジュリ1107号130頁（1997）、水辺芳郎＝清水恵介「判批」日本法学64巻2号223頁（1998）、原啓一郎「判批」判タ978号70頁（1989）、本田純一「判批」リマ998（上）35頁（1998）、山本豊「判批」判タ949号48頁（1997）、渡辺達徳「判批」新報104巻4・5号161頁（1998）がある。また、窪田充見「演習・民法二」法教204号145頁以下（1997）も参照。

である…」と判断した。第一審は、実質的に契約は一つであると考えた。そして、形式上は別個である売買契約と会員権契約の両方の解除を認めた。また、原審（大阪高判平成8年1月31日（民集50巻10号2699頁））は、それぞれの契約は二つの独立した契約と判断し、無関係であると判断した。

最高裁は、以上の第一審や原審とは異なった法律構成をした。すなわち、「同一当事者間の債権債務関係がその形式は甲契約及び乙契約といった二個以上の契約から成る場合であっても、それらの目的とするところが相互に密接に関連付けられていて、社会通念上甲契約又は乙契約のいずれかが履行されるだけでは契約を締結した目的が全体としては達成されないと認められる場合には、甲契約上の債務の不履行を理由に、その債権者が法定解除権の行使として甲契約と併せて乙契約をも解除することができるものと解することが相当である。」と判断した。最高裁は、マンションの売買契約と会員権契約は別個の二個の契約であると判断しつつ、会員権契約の債務不履行は売買契約の法定解除事由になるとした。

(b) 不動産の小口持分の売買契約とその持分の賃貸借契約⁵⁾

問題となった判決では、業者が不動産を小口化して売却し、買主から持分を賃借して賃借料を支払うべきところ、賃借料支払いの債務不履行によって売買契約も解除することができるかが問題となった。

原審（東京地判平成4年7月27日（判時1464号76頁））は、「本件契約は、本件持分を買い受ける方法により出資をし、これに対して相当の利益配分を受ける旨の、本件持分の売買と賃貸借契約が不可分に結合した一種の混合契約であるとみるのが相当であって、右契約が形式上売買契約の部分と賃貸借契約の部分とに分かれている体裁をとっているからといって、後者の債務不履行が前者の解除事由に当たらないとすることは相当でないというべきである。」と判断した。原審は、個々の形式的契約は独自の意味を持たず、取引目的に沿った全体が一つの契約であるとして、そこから即解除を認めている。

このような判断に対して、逆に、高裁（東京高判平成5年7月13日（金法1392号45頁））は、「法律的には本件物件の持分の売買契約と賃貸借契約との混合契

5) 評釈には、星野豊「不動産小口化商品の解約」ジュリ1067号131頁（1995）、松本恒雄「不動産の証券化と小口不動産投資」法セミ482号99頁（1995）がある。

約であることが明らかである。売買契約の部分と賃貸借契約の部分とはそれぞれ可分のものとして扱われており、売買契約の解除は売買契約の条項に不履行があった場合を前提とし、賃貸借契約の不履行により売買契約の効力が左右されることを窺わせる条項は存在しない。」と判断した。高裁は、全体として一つの契約であることを認めているが、賃貸借契約上の問題により売買契約の効力は影響を受けないとした。

(c) サブリース取引

サブリース取引においては、当事者間の契約事情に応じて、多様なものがみられる。サブリース取引は、賃貸借契約と事業委託契約などによって構成され、複合的な性格を持つことが多い。このような複合的な性格を有するサブリース取引の構造については、争いがあった。この問題に対して、東京高判平成12年1月25日(金商1084号15頁)⁶⁾は、サブリース取引は、「ビルの所有者が建物を出資し、これを不動産業者がその経営を担当して収益をあげる目的の事業であって、その法形式として前記の共同事業性の程度にしたがって、転貸を前提とする賃貸借契約、ビル管理契約等の各種の契約がその事業目的のために統一的に組織されて締結される複合契約である。」と判断した。

(ii) 三当事者以上の場合

三当事者以上の場合について、五つの具体例を検討する。第三者与信型消費者信用取引 ((a))、リース取引 ((b))、マンションの売買契約とライフケア契約 ((c))、マネジメント契約と専属契約 ((d))、芸娼妓契約 ((e)) について論じる。

(a) 第三者与信型消費者信用取引

i) 概観

第三者与信型消費者信用取引においては、抗弁の接続の問題がある⁷⁾。この問題については、立法による解決がなされた。すなわち、昭和59年の割賦販売法の改正は、トラブルが多く緊急に規制が必要とされた割賦購入あっせんについて

6) 評釈には、澤野順彦「判批」リマ2001(上)46頁(2001)がある。

(割賦販売法2条3項)、抗弁接続規定を導入した。顧客は、商品を販売した販売業者との間に生じている事由をもって、信販会社等の割賦購入あっせん業者による立替金等の請求を拒絶することができるという規定(割賦販売法30条の4第1項)を割賦販売法は設けた⁸⁾。

抗弁の接続の問題に関連して、第三者与信型消費者信用取引の構造について問題とされることがある⁹⁾。裁判例には、二個の契約を認める判決(ii)、二個の契約を認めると同時に一個の契約も認める判決(iii)、がある。

ii) 二個の契約を認める判決

昭和59年割賦販売法改正前、昭和50年代には、抗弁の接続に関する下級審裁判例が相次いで出現した。例えば、大阪簡判昭和55年11月27日(法時54巻8号158頁)は、「その間に実質上の資金供給の継続関係が認められるばかりでなく、販売業者と買主との間の商品売買契約があってはじめて、買主と信販会社との間の代金立替委託及び立替求償金割賦弁済契約があるのであって、両契約は密接不可分な関係(あるいは、商品売買契約は立替求償金割賦弁済契約の原因ないし基礎関係)にある」として、抗弁の接続を肯定する。この判決では、二つの契約が認められている。

-
- 7) 大村敦志『基本民法Ⅱ債権各論〔第二版〕』124頁(有斐閣、2005)、大村敦志『消費者法〔第3版〕』210頁以下(有斐閣、2007)。昭和59年割賦販売法改正以前の抗弁の接続を巡る下級審裁判例に関しては、石川正美「割賦購入あっせん等に関する裁判例の検討(1)~(7)」NBL290号6頁、291号34頁、294号34頁(以上、1983)、296号40頁、297号37頁、298号37頁、301号36頁(以上、1984)、岡孝「判例にみる消費者信用取引と抗弁権の対抗」金法1041号22頁以下(1983)などを参照。
- 8) 立法については、鳥川勝「割賦販売法改正の経緯と問題点(消費者信用立法の動向(特集))」法時56巻8号20頁(1984)、清水巖「割賦販売法の改正をめぐって—その意義と今後の課題」法教50号87頁(1984)、竹内昭夫「改正割賦販売法—消費者信用法制の展望(1)(2)(3)」NBL310号63頁、312号13頁、313号22頁(1984)、などの紹介がある。割賦販売法は、2008年にも改正がなされ、個別信用購入あっせんと包括信用購入あっせんという用語が用いられることとなった。また、個別信用購入あっせんの場合、与信契約の取消権が創設された。2008年の改正については、松田洋平ほか「割賦販売法」改正の概要」NBL887号15頁(2008)などを参照。
- 9) 最判平成2年2月20日(判時1354号76頁)は、30条の4を創設的な規定であると判断した。最判平成2年以降の下級審裁判例の紹介には、例えば、蓑輪靖博「判例からみた抗弁規定の課題と展望(1)(2)」クレジット研究21号214頁、22号149頁(1999)がある。

iii) 二個の契約を認めると同時に一個の契約も認める判決

例えば、割賦購入あっせんに関する、松江簡判昭和58年9月21日（判時1119号131頁）がある。この判決では、「原告ら、訴外会社、被告の三者間に本件家具を目的とする一個のクレジット販売契約が締結され、本件売買契約と本件立替払い契約とは右クレジット販売契約の不可分の構成部分と解するのが相当であり、従って、本件売買契約と本件立替払契約とは成立上、効力上、履行上で完全な牽連関係に立つものといわなければならない。」とされている。この判決では、大きな契約の中にその構成部分としての売買契約と立替払契約が存在している。

(b) リース取引

リース取引においては、ユーザーとリース会社の間で締結されるリース契約の法的性質について言及している判例が多数ある。これらの判例では、二当事者間の契約に分解して、三つの契約を独立した契約と捉えるものが多い¹⁰⁾。

(c) マンションの売買契約とライフケア契約¹¹⁾

問題となった判決は、次のような事案であった。Xは、高齢者向けケア付き分譲マンションを購入し、Yとマンション売買契約、Aとライフケア契約、Bとケアホテル会員契約を締結した。Aらのライフケア契約上の債務不履行等を原因として、Xは、全ての契約を同時に解除する旨の意思表示をした。この問題に対して、高裁は以下のように判断をした。本件マンション売買契約とライフケアサービス契約については、「本件マンションの区分所有権の得喪とライフケアサービス契約のメンバーとなることは密接に関連づけられ」ており、さらに、およそライフケアサービスの内容とされる各種サービスの提供を抜きにしては、「本件マンションの所有権取得の目的を達成することができない関係にある」、とした上で、従って、「本件マンションの売買契約とライフケアサービス契約とは相互に密接な関連を有し」、「ライフケアサービス契約について債務不履行を原因とする

10) 中野芳彦「リース契約は、どのような契約類型として捉えるべきか」椿寿夫編『現代契約と現代債権の展望6』99頁以下（日本評論社、1991）。

11) 東京高判平成10年7月29日（判タ1042号160頁）。本判決を検討する文献として、玉田弘毅「高齢者向けケア付き分譲マンションの法律関係に関する一考察—いわゆる複合契約の問題を中心として—」清和法學研究6巻2号29頁以下（1999）、中野妙子「判批」ジュリ1182号101頁（2000）がある。

解除事由がある場合には、併せて本件マンション売買契約についても法定解除権を行使し得る。」と判断した。本件マンション売買契約とケアホテル会員契約については、「社会通念上ホテル会員契約についての無効原因や債務不履行があった場合には本件マンションの購入の目的までが全体として達成されないという関係にあったとまではいえない」から、「仮に、ホテル会員契約について無効または債務不履行に基づく解除原因がある場合でも直ちにこれと併せて本件マンション売買契約の無効を主張しまたは法定解除権を行使するということとはできない。」という見解を示した。この判決では、マンション売買契約、ライフケア契約、ケアホテル会員契約の三個の契約を認めている。

(d) マネジメント契約と専属契約¹²⁾

問題となった判決においては、次のような事案が問題になった。歌手であるXは、所属事務所Aとマネジメント契約を締結し、A及びレコード製造・販売会社Yと、専属契約を締結した。しかし、Aの脱税により信頼関係が破壊されAとのマネジメント契約が解除された。Xはマネジメント契約を当然の前提とする専属契約が失効し終了したことの確認を求めた。これに対して、裁判所は、「本件専属契約は本件マネジメント契約とあわせて考えることによって初めて契約の本質たる各当事者間の双務性と有償性を確保していることが認められ、本件専属契約はその契約の構造上ないし性質上、また当事者の合理的な意思からも本件マネジメント契約を前提としている契約であるとする。」「そして以上から本件マネジメント契約が終了した場合には、本件マネジメント契約の存在により確保されていた三当事者間の双務性・有償性は失われてしまい、専属契約の本質は破壊されるとともに、実演提供を対価の支払いを受けることなく行わなければならないという著しい不利益をXに課すことになるから、専属契約も原則として失効する。」と判断した。問題となった判決は、二個の契約を認めている。

(e) 芸娼妓契約

芸娼妓契約は、消費貸借契約と稼働契約の二つの契約から成り立っていると考えられる。芸娼妓契約において、稼働契約のみ無効になるのか、消費貸借契約

12) 東京地判平成15年3月28日(判時1836号89頁)。評釈には、金山直樹「判批」判タ1144号82頁(2004)、新堂明子「判批」判評545号24頁(2004)がある。

も無効となるのか、裁判所の見解は一致していなかった。最判昭和30年10月7日（民集9巻11号1616頁）¹³⁾は、この問題について終止符を打ったとされる判決である。この判決は、前借金受領が酌婦稼働を前提とし、両者は密接不可分の関係にあり、「契約の一部たる稼働契約の無効は、ひいて契約全部の無効を来すものと解するを相当とする。」と判断した。この判決は、二個の契約を肯定し、稼働契約のみならず、消費貸借契約も無効であるとの見解を示した。

(3) 学説

以上で概観した具体的な裁判例について、学説はどのような見解を示しているのかを以下では検討する。裁判例の場合と同様、二当事者の場合（(i)）と三当事者以上の場合（(ii)）に区別して論じる。

(i) 二当事者の場合

以上で概観した二当事者の場合の具体的な裁判例に関する学説について、以下では同じ順序でそれぞれの場合についてみていく。すなわち、リゾート・マンションの売買契約とスポーツクラブ会員権契約（(a)）、不動産の小口持分の売買契約とその持分の賃貸借契約（(b)）、サブリース取引（(c)）について述べる。

(a) リゾート・マンションの売買契約とスポーツクラブ会員権契約

i) 概観

この判決に対してなされた数多くの評釈を分析すると、二個の契約を認める説（(ii)）と一個の契約を認める説（(iii)）のいずれかの説を採用している。さらに、二個の契約を認めると同時に一個の契約も認める説（(iv)）もある。

13) 評釈には、阿部徹「判批」法セ245号101頁（1975）、幾代通「判批」別冊ジュリ民法判例百選Ⅰ債権38頁（1974）、幾代通「判批」別冊ジュリ民法判例百選Ⅰ債権〔第2版〕38頁（1982）、遠藤浩「判批」民研433号22頁（1993）、西村信雄「判批」ジュリ200号154頁（1960）、石外克喜「判批」ジュリ増刊民法の判例〔第2版〕14頁（1971）、石外克喜「判批」ジュリ増刊民法の判例18頁（1967）、谷口知平「判批」民商34巻3号85頁（1956）、能見善久「判批」法協97巻4号123頁（1980）がある。

ii) 二個の契約を認める説

二個の契約を認める説の具体例として、例えば、池田教授は、この判決を契機に、ハイブリッド契約論を展開している¹⁴⁾。このハイブリッド契約論は、二当事者のみを対象としている。ハイブリッド契約論は、「当事者間で同時に複数の契約が結ばれた場合、それらの契約が集合（ひとつのパッケージ）として当事者の企図する契約上の利益を実現する構造になっており」、一個だけならば契約しないと考えられるという意味で「その一個が機能しなければ他を契約した意味がなくなる」という関係のものをハイブリッド契約とする。ハイブリッド契約論では、「複合された、契約集合はそれぞれ一個の契約として分解しうるものではあるものの、そのどれかが不履行となったために全体としての付加価値がなくなるのであれば、その不履行を理由とし、すなわち、その「付加価値の消滅」を根本の理由として他の残存する契約についても原則として解除することができる」とする。

iii) 一個の契約を認める説

まず、第一審の判断を分析した見解として、「不可分一体論」がある。この見解は、「本件売買契約と本件会員契約とは不可分に一体化した」と述べていることからすると、個数としては、二個の契約だが、それが不可分一体になっていると考えているようでもあり、はっきりしないとする見解である¹⁵⁾。

次に、最高裁の判断について、次のような見解がある。この見解は、契約の単位は実質的な法的財貨単位で考えなければならず、二個の契約とする必要はなく、「その形式は甲契約及び乙契約といった二個以上の契約」とか「契約を締結した目的が全体としては達成されない」といった判決表現からは、二個の契約を含みつつも、実質的にはそれらをひとつくりにした全体としてひとまとまりの契約であるというニュアンスを読み取ることも不可能ではないとする見解である¹⁶⁾。

iv) 二個の契約を認めると同時に一個の契約も認める説

二個の契約を認めると同時に一個の契約も認める見解には、「その形式は甲契

14) 池田真朗「複合契約」あるいは「ハイブリッド契約」論 NBL633号6頁以下(1998)。

15) 山本・前掲注4)52頁。

16) 山本・前掲注4)52頁。

約及び乙契約といった二個以上の契約」とか「契約を締結した目的が全体としては達成されない」といった判決表現から、「枠契約」と「支分的契約」の枠構造を想定するのが有益と考える説¹⁷⁾がある。この説は、スポーツ施設の利用権を含むリゾート・マンションの売買という、大きな「枠契約」と、これに包含された区分所有権売買契約・会員契約といった個々の「支分的契約」の両面から、重疊的に、屋内プールの完成遅延が解除事由にあたるか否かを検討することが必要であり、契約の解消もやむをえない不履行であるなら、支分的契約の解除のみならず、枠契約の解除も認められるという見方もできるのではあるまいか、とする。

(b) 不動産の小口持分の売買契約とその持分の賃貸借契約

i) 概観

問題となった事案に対する裁判所の判断は、第一審と高裁では、異なる。学説においては、一個の契約を認める説(ii))や二個の契約を認めると同時に一個の契約も認める説(iii))がある。

ii) 一個の契約を認める説

第一審は、売買契約と賃貸借契約が不可分に結合した一種の混合契約が問題となるとし¹⁸⁾、高裁は、「法律的には本件物件の持分の売買契約と賃貸借契約との混合契約であることが明らかである。」としていることから、以上の判断について、全体として複合的性格を持った一個の投資型契約とみて、解除が認められるべきであるとの見解がある¹⁹⁾。

iii) 二個の契約を認めると同時に一個の契約も認める説

高裁が売買契約の部分と賃貸借契約の部分とはそれぞれ可分のものとして扱われていると判断した点について、全体契約の中に二つの部分契約があるとしているように読めると解する見解がある²⁰⁾。取引目的に沿って全体が一つの契約であると構成し、それを構成する権利義務の発生根拠を複数の個別契約に分解して理解していると、この学説は分析をする²¹⁾。そして、次のように述べる。各個別契

17) 河上・前掲注4)判評470号175頁。

18) 北村・前掲注4)法時69巻12号103頁。

19) 松本・前掲注5)99頁。

20) 北村・前掲注4)別冊ジュリ民法判例百選Ⅱ債権〔第五版新法対応補訂版〕100頁。

21) 北村・前掲注4)法時69巻12号103頁。

約の不履行は、特別の約定がない限り、他の契約に影響しない。全体契約を認めつつも部分契約に独自性がある。不動産持分の小口譲渡契約は、投資取引の部分としての売買であり、収益可能性・処分可能性・投資回収可能性、があると考えられる。また、賃貸借契約の部分については、その不履行に対しては賃料の履行請求によって救済を得ることができる。これらのことは、それぞれの契約に分解し独自性を認めることができる²²⁾。

(c) サブリース取引

i) 概観

サブリース取引の構造について、従来の学説を整理すると、一個の契約を認める説(ii))や三個の契約を認めると同時に一個の契約も認める説(iii))がある。以下それぞれの見解について述べる。

ii) 一個の契約を認める説

一個の契約を認める説は、共同事業的性格があるとしても、賃貸借契約と事業委託契約が組み合わさった全体を総体的に捉えて、サブリース取引を一つの契約として把握している見解である²³⁾。

iii) 三個の契約を認めると同時に一個の契約も認める説

三個の契約を認めると同時に一個の契約も認める説は、不動産事業受託(サブリース取引)の現実になされる過程の分析から、まずその「基本契約」がなされ、その後、「建物建築請負契約」、「建物賃貸借契約」(場合によっては「建物管理委託契約その他」)がなされるのが一般であり、これらの関係は、「たとえていえば基本契約が上部契約としてのアンブレラとなり、建物建築請負契約、建物賃貸借契約(場合によっては「建物管理委託契約その他」)を傘の下の下部契約とす

22) 北村・前掲注4)法時69巻12号103頁。

23) 下森定「サブリース契約の法的性質と借地借家法32条適用の可否(1)(2)(3)」金法1563号6頁、1564号46頁、1565号57頁(1999)。金山直樹「サブリース契約の法的性質(1)~(4)」民研508号25頁、510号14頁、511号12頁、512号40頁(1999)は、サブリース契約においては、契約間の拘束関係はケースによって異なっており、予め定型的・画一的に判断することはできないことから、直ちに一連の契約全体を同一に処理すべきであるということにはならず、全体で一つの契約として包括的統一的に把握することは困難であるとする。学説の整理については、近江幸治「サブリース契約の現状と問題点」早稲田法学76巻2号57頁以下(2000)を参照。

る複合契約である」とする説である²⁴⁾。

(ii) 三当事者以上の場合

三当事者以上の場合も、以上で挙げた具体的な五つの裁判例について、学説はどのような見解を提示しているか検討する。以下では、裁判例と同じ順序でそれぞれの場合についての学説の見解をみていく。すなわち、第三者与信型消費者信用取引 ((a))、リース取引 ((b))、マンションの売買契約とライフケア契約 ((c))、マネジメント契約と専属契約 ((d))、芸娼妓契約 ((e)) について論じる。

(a) 第三者与信型消費者信用取引

i) 概観

ここでは、複数の契約が一つの取引システムの中で結びついていること自体を直接的に分析する視角を持った見解のみを取り上げる²⁵⁾。多くの見解は、売買契約と立替払契約の別個の二つの契約の間に相互依存性あるいは、成立、履行、消滅における牽連性を認める。このように、二個の契約を認める説 (ii)) のほかに、二個の契約を認めると同時に一個の契約も認める説 (iii)) もある。

ii) 二個の契約を認める説

二個の契約を認める説には、契約結合説 (a))、給付結合説 (b)) などがある。以下、それぞれの見解について述べる²⁶⁾。

a) 契約結合説

契約結合説は第三者与信型消費者信用取引を次のように解している²⁷⁾。代金支払債務の履行に関して立替払契約が締結される。従って、立替払契約の主たる目

24) 加藤雅信「不動産の事業受託 (サブリース) と借賃減額請求権 (上)(下)」NBL568号19頁、569号26頁 (1995)。サブリース取引の法的構成については、他に、内田勝一「不動産サブリース契約」野村豊弘先生還暦記念論文集『21世紀判例契約法の最前線』283頁以下 (判例タイムズ社、2006) なども参照。

25) 学説の分類は、宮本健蔵「クレジット契約と民法理論」明学65号84頁 (1984) などを参照。

26) 植木哲『消費者信用法の研究』153頁 (日本評論社、1987)。

27) 北川善太郎「立替払契約について」国民生活13巻4号12頁以下 (1983)、北川・前掲注2) 84頁。清水巖「判批」別冊ジュリ商法 (総則・商行為) 判例百選 [第二版] 201頁 (1985) も参照。

的は売買代金の立替払いである。立替払契約は、売買契約が発生しなければ発生しない。立替払契約は売買契約の不成立・無効・解除を解除条件として成立する契約である。このように、契約結合説は、売買契約と立替払契約の別個の二つの契約の間に、成立、履行、消滅における牽連性を認める²⁸⁾。

b) 給付結合説

給付結合説は二つの契約における債務ないし給付の結びつきに牽連性を認める見解である²⁹⁾。この説は次のように述べる。各契約は一つの取引システムを形成し、各契約が一つの取引の構成部分である。統合化された契約相互間の独立性は認めるべきである。それぞれの契約についての法的意義は別個に考慮されなければならない。しかし、この点から各契約に基づき発生する債権債務間相互に何ら法律関係がないとの結論が直ちに導かれるわけではない。各契約はそれぞれ契約内容の本質的要素として、「結合要素」をそれぞれ組み込んでいる。複数の契約自体の中に、共通した債務負担の実質的理由(コース)が存在する。結合要素は、各契約上の債務間の相互依存効をもたらしめている。例えば、割賦購入あっせんでは、売買代金債務の消滅と立替金等債務の発生の間には、一方がなければ他方もないという密接な対応関係がある。

iii) 二個の契約を認めると同時に一個の契約も認める説

二個の契約を認める説に対しては、むしろ理論的には法的一体性を是認するべきであるという反論がある³⁰⁾。すなわち、ドイツ法における議論からの示唆に基づいて、立替払契約と供給契約の間に、経済的一体性のみならず、法的一体性も承認する見解が存在する。法的一体性説は、販売者・信販会社・購入者の三者間に一個のクレジット販売契約が成立することを認める。この見解は、一個のクレジット販売契約を三当事者契約関係として捉える³¹⁾。このような法的一体性説に

28) 執行秀幸「第三者与信型消費者信用取引における提携契約関係の法的意義」国士館法学19巻37頁(1987)も、与信契約と供給契約は相互に他方の契約の成立を停止条件とし、他方の契約の無効・解除等による効力の消滅を解除条件とする。

29) 千葉恵美子「割賦販売法上の抗弁接続規定と民法」民商93巻臨時増刊号(2)(創刊50周年記念論文Ⅱ『特別法から見た民法』)280頁以下(1986)。

30) 半田吉信「ローン提携販売と抗弁権の切断条項(上)(下)―西ドイツ法を手がかりとして―」判タ724号48頁、725号15頁(1990)。

立つと、「経済的のみならず、法的にも別々の二つの契約ということはできず、両者は相互に関係のあるものであるものといわなければならない。」³²⁾とされる。

二個の契約を認めると同時に一個の契約も認める説には、他に、不可分一体説がある³³⁾。この説は、立替払契約と供給契約の手続きの一体性、および、両契約の目的相互依存関係に着目し、供給契約と立替払契約そのものはそのまま存続していると考える。そして、その二つの契約がワンセットになった、三者間が結びついた一つの契約、すなわちいわゆる結合契約を、両契約を含めてクレジット取引契約と呼ぶとする。

(b) リース取引

i) 概観

リース取引の構造に関する論稿は極めて多い。リース契約と売買契約とが結びついて一定の経済的目的が達成されるために、複数の契約の統合化は認められる。三個の契約を認める説(ii))、一個の契約を認める説(iii))、三個の契約を認めると同時に一個の契約も認める説(iv))がある。以下、それぞれの見解について検討をしていく。

ii) 三個の契約を認める説

第一の見解として、契約結合説がある。この説は、サプライヤーとリース業者との法律関係とリース業者とユーザーの間の法律関係を切り離して考える。三つの契約はそれぞれ独立した契約であって、三面契約ではない、とする³⁴⁾。

第二の見解として、給付結合説がある。給付結合説は次のように述べる。リー

31) 泉圭子「ドイツ第三者融資取引に関する一考察(1)~(6)」同志社法学232号135頁、233号105頁、234号103頁、235号67頁、236号169頁、237号105頁(1993~1994)、泉圭子「ドイツ消費者信用法(1990年)について(1)~(3)」民商107巻4・5号717頁、108巻1号25頁、108巻2号252頁(1993)、浜上則雄「いわゆるクレジット販売と消費者保護(1)(2)(3)」NBL238号6頁、240号30頁、243号14頁(1981)、半田・前掲注30)725号15頁。

32) 浜上・前掲注31)243号20頁。

33) 植木哲ほか「消費者信用取引における抗弁権対抗の法律構成と射程距離」金法1041号38頁以下〔木村発言〕(1983)、石田喜久夫「信用取引と消費者—抗弁権の切断をめぐる一考察—」金法1036号6頁(1983)、清水誠「割賦販売」加藤一郎=竹内昭夫編『消費者法講座5消費者信用』31頁(日本評論社、1985)。

34) 千葉恵美子「『多数当事者の取引関係』をみる視点—契約構造の法的評価のための新たな枠組み—」椿寿夫先生古稀記念『現代取引法の基礎的課題』161頁以下(有斐閣、1999)。

ス取引においては、給付間に関連性がある。売買契約上、リース会社がサプライヤーに売買代金債務を負う。また、リース契約上、ユーザーがリース会社にリース料債務を負担する実質的理由は、サプライヤーによってユーザーへ物件が引き渡されることに求められる。売買契約が解除されると、リース契約も消滅すると解さざるをえない。リース取引の契約構造においても、売買契約とリース契約とは、相互に独立した主体間の契約として評価されるべきである。しかし、両契約には、共通した債務負担の実質的理由（コース）が存在する。両契約の間には相互依存効があることが認められる。共通した債務負担の実質的理由（コース）が存在するために、取引を構成する各契約は、契約内容として、いわゆる結合要素を取り込み、この結合要素が各契約上の「債務」間の相互依存効をもたらす³⁵⁾。

iii) 一個の契約を認める説

一個の契約を認める説である不可分一体性説は、最近では、「取引の実態は三面関係として論じなければ把握することができない」とする総合評価型が有力に主張されているとし、リース取引は、サプライヤー、リース会社、ユーザーの三当事者間の契約であって、リース取引においてサプライヤーとの関係を切り離し、リース会社とユーザーのみ取り出してその法律関係を構成することは、リース取引の機能ならびにそれに関連する当事者の利益を調整することにはならないとする。このように、リース取引の機能及びそれを巡る当事者の利益の合理的な調整のために、リース取引を三当事者間の契約と解し、三当事者間の給付間相互の関連性を認めている説³⁶⁾がある。

iv) 三個の契約を認めると同時に一個の契約も認める説

三個の契約を認めると同時に一個の契約も認める説には、次の見解がある。この見解は、「リース契約とは、サプライヤーからリース会社が物件の所有名義を購入する契約（第一契約）、およびサプライヤーからユーザーが物件の使用収益権を購入する契約（第二契約）という二つの契約を基本とし、第二の契約に関して、リース会社がユーザーのために使用収益権の購入資金を立替払いし、ユー

35) 千葉・前掲注34)161頁以下。

36) 神崎克郎「リース」遠藤浩=林良平=水本浩監修『現代契約法大系5』270頁（有斐閣、1984）。

ザーがその立替金をリース料として割賦返済するという契約（第三契約）という三つの契約が密接不可分に結合した三面契約である」とする³⁷⁾。

(c) マンションの売買契約とライフケア契約

問題となった判決では、Aらのライフケア契約上の債務不履行等を原因として、Xは、高齢者向けケア付き分譲マンション売買契約、ライフケア契約、ケアホテル会員契約を同時に解除する旨の意思表示をした、という事案が問題になった。この問題について、当事者の意図は、単なる居室の利用に向けられているわけではなく、同等あるいはそれ以上に、これに結びつけられたサービス（とりわけ老後の身の回りの世話や介護）への期待にも向けられていること、しかも対価（とくに入居一時金）が厳密に個々の給付と対応関係に立っているのではないことからすると、まずもって「ホームが終生にわたって入居者の生活の場を提供し、世話をし、支援する」という抽象的かつ包括的な債務を目的とした大きな「枠契約（Rahmenvertrag）」を考える立体的理解が適当であるとする見解がある³⁸⁾。この見解は、枠契約と支分的契約を同時に認める見解である。すなわち、二個の契約を認めると同時に一個の契約も認める説である。

(d) マネジメント契約と専属契約

問題となった判決では、マネジメント契約の終了により、専属契約は失効するか否かが問題となった。この判決では、本件マネジメント契約と本件専属契約は、両契約の各当事者が一部重ならないために、二個の契約の存在が肯定されている。しかし、学説では、問題となった判決には、両契約を一体として解釈している部分があるとされ、契約をいわば束として総体的に考慮しようという姿勢は高く評価すべきとする見解がある。この見解は、契約の相互依存関係について、総体的に捉えたものである。それぞれの契約だけではなく、給付レベルでの考察が

37) 加賀山茂「消費者リースは、事業者リースに対しどのような特色をもつと考えるべきか」椿寿夫編『現代契約と現代債権の展望6』123頁以下（日本評論社、1991）、大西武士「リース契約は契約法の中でどう位置づけるべきか」椿寿夫編『現代契約と現代債権の展望6』67頁（日本評論社、1991）。

38) 河上正二「ホーム契約と約款の諸問題」下森定編『有料老人ホーム契約』170頁以下（有斐閣、1995）。枠契約については、中田裕康「枠契約の概念の多様性」日仏22号131頁以下（2000）、中田裕康「枠契約の概念の普遍性」好美清光先生古稀記念論文集『現代契約法の展開』65頁以下（経済法令研究会、2000）なども参照。

重要であるとしている³⁹⁾。つまり、複数の契約の存在の他に、大きな一つの契約は認められないが、複数の契約から構成される一つの束をこの見解は認める。

(e) 芸娼妓契約

芸娼妓契約においては、消費貸借契約のみ無効とされるのかあるいは稼働契約も無効とされるのかという問題があった。前掲・最判昭和30年は、「契約の一部たる稼働契約の無効は、ひいて契約全部の無効を来す…したがって消費貸借契約も無効である」と判断している。この判決の分析について、学説では争いがある。二個の契約を認める説は、芸娼妓契約は、消費貸借契約と稼働契約の二つの契約から成り立っていると考える⁴⁰⁾。一個の契約を認める説は、消費貸借契約と稼働契約を一つの芸娼妓契約と考えるのであれば無効の範囲などというまわりくどい考え方をする必要はなく、実際のところ、本件契約は一つであると考えほうが自然かもしれないと主張をする⁴¹⁾。さらに、二個の契約を認めると同時に一個の契約も認める説は、「契約の一部たる稼働契約の無効は、ひいて契約全部の無効を来す」と判示していることから、システム全体は、一個の契約ととらえる論理に立っているとする⁴²⁾。

(4) 従来裁判例・学説における問題点

(i) 概観

従来裁判例や学説を整理すると、以下の問題は、今までのところ、未だ十分な検討がなされていなく、未解決な問題として残されていると考える。以下では、三つの問題点を指摘する。

(ii) 第一の問題点

第一の問題点として、以上の従来裁判例・学説を整理すると、従来、取引の

39) 金山・前掲注12)82頁。

40) 河上・前掲注4)判評470号180頁、辻正美『民法総則』329頁(成文堂、1999)などの見解によると、消費貸借契約と稼働契約を、それぞれの法的に一個の契約であることを承認しつつ、これを事実上の契約システムの一部をなすものとする見解である。

41) 大村敦志『基本民法I総則・物権総論〔第三版〕』86頁(有斐閣、2005)、大村敦志「契約内容の司法的規制(1)(2)」NBL473号41頁、474号32頁(1991)、平野裕之「一部無効」椿寿夫編『法律行為無効の研究』187頁以下(日本評論社、2001)。

42) 山本・前掲注4)51頁。

実現に向けて複数の契約が締結された場合、一つの契約があると法律構成するの
かあるいは二つ以上の別個の契約があると法律構成するのか、どちらが妥当かと
いう議論がなされることが多かった⁴³⁾。しかし、このような議論とは異なり、取
引の実現に向けて複数の契約が締結される場合、二個以上の契約を認めると同時
に一個の契約も認める裁判例・学説がある。例えば、次のような具体例がある。

二当事者の場合の具体例として、前掲・最判平成8年がある。この判決を契機
に、「枠契約」と「支分的契約」の枠構造を想定するのが有益であるとする見
解⁴⁴⁾がある。他の具体例として、前掲・東京高判平成5年7月13日がある。この
判決について、取引の目的に沿って全体が一つの契約であると構成し、それを構
成する権利義務の発生根拠を複数の個別契約に分解して理解していると学説は分
析をする⁴⁵⁾。

三当事者以上の場合の具体例として、第三者与信型消費者信用取引に関する裁
判例がある。前掲・松江簡判昭和58年9月21日である。この判決においては、
一個の契約の中にその構成部分としての売買契約と立替払契約が同時に存在して
いる。

二個以上の契約を認めると同時に一個の契約も認めるとする場合、両者が影響
しあうことはあるであろうか。これまでのところ、二個以上の契約と一個の契約
の関係は明らかになっていない。

(iii) 第二の問題点

第一の問題点で指摘したように、以上で整理した裁判例・学説においては、二
個以上の契約を認めると同時に一個の契約も認める裁判例・学説があった。第二
の問題点として、二個以上の契約を認めると同時に一個の契約も認める場合、一
個の契約とは何かが問題となる。以上の具体例では、一個の契約は契約とされる
ことがほとんどである⁴⁶⁾。より積極的な意義を、個々の契約を包摂する一個の契
約について、見出すことはできるであろうか。

43) 本田純一「『抗弁対抗』理論をめぐる最近の動向と法的諸問題」クレジット研究21号74
頁(1999)。

44) 河上・前掲注4)判評470号175頁。

45) 北村・前掲注4)法時69巻12号103頁。

(iv) 第三の問題点

第三の問題点として、次のような問題がある。かりに、第一の問題点で指摘したように、二個以上の契約を認めると同時に一個の契約も認める場合、両者に相互依存関係が認められうるときがあるとする。この見解には、個々の契約が相互に依存することのみを考慮する見解とはどのような違いがあるであろうか。

2 検討方法と構成

(1) 検討方法

本稿は、フランス法の立法・判例・学説を比較対象として日本法を考察する。フランス法を比較対象として選択する理由は次の通りである。

フランス法における、複数の契約が取引に関与する場面は、しばしば日本でも研究の対象となっている。立法、判例、学説の紹介も十分になされている⁴⁷⁾。従来の紹介では、第三者与信型消費者信用取引など様々な種類の取引を扱っている。そして、二当事者の場合と三当事者以上の場合について、複数の契約が取引の構成要素となった場合、契約はお互いにどのように依存し合っているのかを考えるにとどまっている。

しかし、このような視点とは異なり、本稿は、各契約相互間の依存関係だけでなく、各契約とこれらの契約を包含する契約との間の相互依存関係も着目し検討することを主たる目的としている。また、複数の契約を包含する契約とは何かを検討する。対象とすべき場面は、契約の消滅の場面だけでなく、より広い様々な場面について対象とする。

また、本論文の目的は、一つの取引を実現するために、複数の契約が用いられる場合について、包括的に研究することにより、個別具体的な場面の問題がそれぞれどのような位置を占めているのかを明確化することのみならず、対象とな

46) 山本・前掲注4)48頁は、前掲・最判平成8年から、区分所有権売買契約やスポーツクラブ会員権契約といった個々の契約を包含するものは、債権債務関係としているように理解することもできるとする。すなわち、最高裁の判決においては、「債権債務関係」との文言を用いているのであって、全体を一個の契約とまでは把握していないと解することも可能であるとする。

47) 都筑満雄『複合取引の法的構造』(成文堂、2007)。

る個別具体的な場面の問題の内容や解決の方法を提示することにもある。

(2) 構成

本稿は、次のような順序で考察を行う。II章では、フランス法における相互依存関係理論の進展をみる。複数の契約が一つの取引の実現に向けて締結される多様な場面を検討する分析視角として、フランス法では、二つの見方が存在する。すなわち、契約アプローチと全体アプローチが存在する。複数の契約が取引を構成する場合の多様な具体的問題について、それぞれの独自の見解が展開されている。以下ではそれぞれのアプローチについて簡単にみる。

第一に、契約アプローチがある。このアプローチは、複数の契約の存在を認め、各契約相互間の依存関係を考える見解である。契約アプローチでも、個々の契約を包摂する「全体」は認められる。例えば、契約アプローチを主張するテシエは⁴⁸⁾、「全体 (ensemble) の中で、それぞれの個々の要素は、主要な目的の実現に向けて、不十分であると同時に、必要不可欠なものである。」とする⁴⁹⁾。このように、契約アプローチは、全体を認めるが、相互依存関係は個々の契約相互間のみで考慮する。

第二に、全体アプローチがある⁵⁰⁾。このアプローチは、各契約と全体との相互依存関係に着目する。

契約アプローチと全体アプローチの違いは、いずれのアプローチも全体を認めるが、契約アプローチが相互依存関係としては契約間のそれを問題としているのに対し、全体アプローチは、各契約と全体の間の相互依存関係を問題とする。フランス法では、全体については、様々な理解がある。

III章では、II章で検討をした、フランスにおける相互依存関係理論を参考に、先に示した三つの問題について、考察する。最後に、フランス法による日本法への示唆と残された問題を指摘する (IV章)。

48) TEYSSIE (B.), *Les groupes de contrats*, LGDJ, 1975, p. 174 et p. 225.

49) TEYSSIE (B.), *op. cit.*, p. 176 ; MOURY (J.), *De l'indivisibilité entre les obligations et entre les contrats*, RTDciv. 1994, pp. 263-264.

50) PELLÉ (S.), *La notion d'interdépendance contractuelle*, Dalloz, 2007.

II フランスにおける相互依存関係理論の進展

複数の契約が用いられ取引の実現がなされるとき、問題とされるべき場面は多様である。具体的な様々な問題について、二当事者の場合(1)と三当事者以上の場合(2)とを区別しながらみていく。

1 二当事者の場合

(1) 概観

ここでは、二当事者の場合の具体例を検討する。具体例としては、契約の更新((2))、契約の譲渡((3))、契約の終了((4))、契約の効力の制限((5))、コースがなく無効とされるべき契約の存続((6))、条項の適用の拡大((7))を挙げる。

(2) 契約の更新

(i) 概観

まず、第一の具体例として、契約の更新の場面がある。取引を実現するためにいくつかの契約が締結された場合、ある契約が更新されると、それに伴い、取引の構成要素である他の契約も更新されるかがここでは問題となる。契約の更新は、期限前に生じていた契約そのものの延長ではない。単一の契約が問題となった場合、契約の更新には、契約の期限が終了する前に、契約当事者の契約の更新の合意が必要であるとされてきた⁵¹⁾。以下、契約の更新の場面について、判例((ii))と学説((iii))を検討する。

(ii) 判例

取引の構成要素である複数の契約が締結された場合、判例には、否定例と肯定例がある。以下それぞれの例について検討していく。

否定例) 破毀院第三民事部1988年12月21日判決⁵²⁾

【事実】1973年7月1日、A氏(貸貸人・売主)は、B夫婦(賃借人)との間において、

51) PELLÉ (S.), op. cit., p. 359.

自己の不動産に関する商事賃貸借契約と商事賃貸借契約期間中に有効な本件不動産の買受けに関する優先的条項を締結した。1983年1月1日、A氏とB夫婦との間で、商事賃貸借契約の更新がなされた。1983年1月26日、A氏は、C夫婦（買主）に本件不動産を売却した。商事賃貸借契約をA氏から譲り受けたD氏は、優先的条項を行使し、売買契約の無効を主張した。控訴院は、両契約は本質的に別々の独立した契約であると判断した。このような判断に対して、D氏は破毀申立てをしたが、破毀院はD氏の破毀申立てを棄却した。

【判旨】「優先的条項は、商事賃貸借契約と同期間の継続が予定されているものである。優先的条項は、商事賃貸借契約の目的物である不動産に関する条項である。優先的条項は、商事賃貸借契約とは別の合意であると解される。更新の明示の意思表示がなければ、商事賃貸借契約の更新は優先的条項の更新を導かない。従って、商事賃貸借契約の目的物である不動産に関する優先的条項は、商事賃貸借契約が更新されると失効する。商事賃貸借契約の更新は、優先的条項の更新を認めるものではないと、控訴院は正当に判断した。」

【評釈】全体アプローチからは、これらの優先的条項と商事賃貸借契約は、それぞれ全体 (opération globale) の実現のために、必要不可欠な契約であったわけではなかったとする⁵³⁾。その理由により、優先的条項と商事賃貸借契約の影響関係は認められなかったとする。

この判決では、優先的条項と商事賃貸借契約の相互依存関係は認められなかった。しかし、次のホテル業に関する判決では、複数の契約の相互依存関係は認められている。

肯定例) 破毀院第三民事部1997年1月22日判決⁵⁴⁾

【事実】A夫婦（賃借人）は、B氏（貸借人）との間で、建物に関する賃貸借契約と別

52) Civ 3^e., 21 décembre 1988, J.C.P., éd. G., 1989, II, 21324, note M. DAGOT ; RTDciv. 1996. 901, obs. J. MESTRE.

53) PELLÉ (S.), op. cit., p. 364.

54) Civ 3^e., 22 janvier 1997, R.J.D.A., 1997, 330.

の建物の部屋に関する賃貸借契約を締結した。B氏は、建物に関する賃貸借契約の更新を認めた。しかし、別の建物の部屋に関する賃貸借契約の更新は認めなかった。このことから、A夫婦は両契約が密接に関連していることを主張した。控訴院は、両契約の密接関連性を認めたと、B氏は、両契約が不可分の全体 (ensemble indivisible) を構成するには当事者の合意が必要であるが、本件についてはこのような合意はなく、両契約は密接不可分な関係にはないと破毀申立てをした。しかし、破毀院は、このようなB氏の破毀申立てを棄却した。

【判旨】「二つの賃貸借契約は、同一の日に締結され、同期間を予定して更新された。更新された後直ちにB氏はA夫婦に本件部屋はホテルの顧客を受け入れるための部屋であることを示唆し、さらに、他の更新時には、B氏は両契約が相互に依存した関係にあることを裏付ける内容の文書で示唆している、このことから、控訴院は、両賃貸借契約は相互依存関係にあると、正当に判断したといえる。」

【評釈】全体アプローチからは、これらの二つの契約は、それぞれ全体の実現のために、必要不可欠な契約であったとする⁵⁵⁾。そして、第一の契約の更新の意思は全体の更新の意思であるとする。

(iii) 学説

取引の実現に向けて複数の契約が締結される場合、どのような場合、ある契約の更新は、自動的に別の契約の更新も導くのであろうか。この問題については、学説において争いがある。契約アプローチによる見解 ((a)) と全体アプローチによる見解 ((b)) には違いがある。以下それぞれの見解について検討をする。

(a) 契約アプローチによる見解

契約アプローチは次のように述べる⁵⁶⁾。前掲・破毀院第三民事部1988年12月21日判決について、更新の明示の意思表示がなければ、取引を構成するある契約の更新は他の契約の更新を導かないとする。しかし、このような判決は問題がある。全体の実現がなされるべき場合であるからである。ある契約が更新されないために、全体の実現が不可能となるのは問題である。自動的にある契約が更新

55) PELLÉ (S.), op. cit., p. 364.

56) BROS (S.), L'interdépendance contractuelle, thèse Paris II, 2001, p. 70.

されると別の契約も更新されるとすべきである。

(b) 全体アプローチによる見解

全体アプローチによると、以上の判決について、破産院は、ある契約の更新は全体の実現に沿ったものであるか否かを検討しているとする。全体アプローチは次のように主張する。ある契約の更新は、全体 (opération globale) の更新を促し、さらには全体を構成する他の契約の更新を認める。全体の構成要素である一つの契約のみが更新されると、全体の実現ができないこととなる。従って、全体の更新は、全体に必要なあらゆる契約の更新を求める⁵⁷⁾。しかし、通常、全体の構成要素である契約の一つが終了した場合、その契約は終了する予定であったはずである。全体の実現は、既に成し遂げられたはずである。このように、それぞれの契約の契約期間が終了した場合、全体の実現は成し遂げられたことから、契約当事者は、契約を更新しない自由を持っている。全体の当事者は、全体に関わらない自由を持つ。全体を構成するある契約の更新は、自動的に、あらゆる他の契約の更新を促すことを認めてしまうと、当事者の契約を更新しない自由を否定することになる。従って、ある契約の更新は、全体の更新を促し、さらには全体を構成する他の契約の更新を認める、とするにはあらゆる当事者の合意が必要である⁵⁸⁾。

(3) 契約の譲渡

(i) 概観

第二の具体例として、複数の契約が取引の実現に向けて締結された場合、ある契約が譲渡される時、もう一方の契約も譲渡されるかという問題を検討する。

現在、学説の多数を占めている見解は、譲渡されるのは契約ではなく、債権債務関係を持つ契約当事者としての地位であるという見解である⁵⁹⁾。以下、この問題についての判例 ((ii)) と学説 ((iii)) を分析する。

57) PELLÉ (S.), *op. cit.*, p. 365.

58) PELLÉ (S.), *op. cit.*, p. 366.

59) MALAURIE (Ph.), AYNÈS (L.) et STOFFEL-MUNCK (Ph.), *Droit civil, Les obligations*, Defrénois, 2^{éd.}, 2005, p. 906.

(ii) 判例

複数の契約によって取引が構成されるとき、ある契約が譲渡された場合、他の契約も譲渡されるかという問題について触れられた判決の数は多くない。数少ない判決の中でも、否定例 ((a)) と肯定例 ((b)) がある。以下それぞれの具体例について検討する。

(a) 否定例

破毀院商事部1998年6月9日判決⁶⁰⁾

【事実】1990年9月28日、A社（賃借人）とB社（貸與人・譲渡人）との間で、60ヶ月に渡るコンピューター設備の賃貸借契約とコンピューター設備のメンテナンス契約が締結された。1990年11月20日、A社は、B社が賃貸借契約をC社（譲受人）に譲渡することについて同意した。1993年、A社は賃貸借契約に基づく賃料の支払いとメンテナンス契約に関する料金の支払いをやめた。そこで、C社は賃貸借契約の賃料の支払いのみならず、メンテナンス契約に関する料金の支払いを求めた。控訴院は、両契約は全体（ensemble）を構成することなく、メンテナンス契約は譲渡されないと判断したことから、C社は破毀申立てをしたが、破毀院はC社の破毀申立てを棄却した。

【判旨】「三人の当事者の意図は、コンピューターの設備の賃貸借契約のみの譲渡であり、賃料はメンテナンス契約に関する料金の金額に組み込まれているとしても、コンピューターの設備に関するメンテナンス契約の自動的な契約譲渡は認められない、と控訴院は正当に判断した。」

(b) 肯定例

i) 概観

次に、肯定例を検討する。具体例①（ii）は、民法上の契約譲渡について問題となった。具体例②は倒産時の契約譲渡についてである。具体例③（iii）については、企業の裁判上の更生および清算に関する1985年1月25日の法律がある⁶¹⁾。

60) Com., 9 juin 1998, RTDciv. 1999. 94, obs. J. MESTRE.

61) 山本和彦「フランス倒産法の近況」日仏20号29頁（1995）、野澤正充『契約譲渡の研究』218頁（弘文堂、2002）、佐藤鉄男＝町村泰貴「1985年のフランス倒産法に関する法文の翻訳(1)」北法38巻3号161頁（1989）などを参照。

ii) 具体例①

具体例①では、医療実務に関する複数の契約が問題となった。医療実務では、費用の削減と効率を向上させるためにしばしば共同診療が行われる。この判決では、民事会社の設立に関する契約と共同診療債務の履行を促進させるための共通した契約が問題となった。

具体例①) 破毀院第一民事部1994年11月15日判決⁶²⁾

【事実】 Aらは民事会社を設立し、同時に、共同診療債務に関する共通の履行契約を締結した。本民事会社は、様々な共通した診療債務の履行に必要な手段（従業員、設備や機具、事務所などが共通）をもたらすものであった。本民事会社は、医療活動の一団となった履行という目的を達成するには不十分なものであり、この不十分さを補うために、共通の診療債務の履行に関する契約が締結された。この契約は医療活動の目的を達成するために必要不可欠のものであった。これらの両契約は活動の一団となった履行という同一の目的の実現に向けて存在するものであった。B（譲渡人）が民事会社から脱退することを決め、持分をC（譲受人）に譲渡した。Cは、民事会社の設立時に成立した共通の履行契約には関係しないことを主張した。

民事会社の持分の譲渡は共通の履行契約の譲渡ももたらすと判断した控訴院の判断に対し、Cは破毀申立てをした。しかし、破毀院は、Cの破毀申立てを棄却した。

【判旨】 「共通した診療債務の履行に関する契約は民事会社の設立に必要なかつ不可欠な契約である、なぜならばこの契約はその民事会社の効率的な履行について定めているからである」、「民事会社の持分を受け継いだ譲受人は、長期間に渡り、共通の履行契約をも履行し続けている」、この結果、「Cは、黙示の承諾により、この契約についても関係しているといえる、と控訴院は正当に判断した。」

62) Civ 1^{re}, 15 novembre 1994, Bull civ. I, n° 338.

iii) 具体例②

具体例②は、建築目的の土地の賃貸借契約と電気の供給契約に関するものである。倒産時の契約譲渡が問題となった。1985年1月25日の法律86条は、裁判所の判断は、必要と判断された場合、契約の自由を制約し、契約を自動的に譲渡する効力を持つとする。

具体例②) 破毀院商事部1998年5月12日判決⁶³⁾

【事実】1985年2月28日、1985年3月1日に、A社（貸主）は、20年間に渡ってB社（借主）との間で土地の賃貸借契約を締結した。B社は、土地の賃貸借契約によりこの土地の上に水素発電所の建築をすることが許可された。水素発電所が建設されると、電力の供給に関する第二の契約が締結された。しかし、A社は、倒産に陥った。これらの契約は、A社（譲渡人）からC社（譲受人）に譲渡されることとなった。C社は、電力の供給に関する契約を継続しないことを提案した。電力に関する支払いがなされないことから、B社は、C社に対しその支払いを要求した。

控訴院は、両契約が密接な関係にあるとし、電力の供給に関する契約も譲渡されることを判断したが、それに対して、譲受人であるC社は破毀申立てをした。しかし、破毀院は、C社による破毀申立てを棄却し次のように判断した。

【判旨】「A社とB社との間において締結された土地の賃貸借契約と電力の供給契約は、民法1217条にいう合意上の不可分な関係であるというべきである。」

本判決では、土地の賃貸借契約の譲渡と同時に電力の供給に関する契約も譲渡されることを認めた。ここでは、譲受人が電力の供給に関する契約の譲渡を拒否しているのにもかかわらず、自動的に、電力の供給に関する契約の譲渡をも認めている。

63) Com., 12 mai 1998, R.J.D.A., 1998, 933 ; RTDciv. 1999, 107, obs. J. MESTRE ; D. Aff., 1998, 1123 note J.F ; Defrénois 1998, 1043, note Ph. DELEBECQUE ; J.C.P., éd. E., 1995, II, 776, note L. LEVENEUR.

【評釈】 契約アプローチから、本判決の評釈者であるマゾーは、次のように述べる⁶⁴⁾。経済的統一的取引の実現に必要な不可欠である、複数の契約の間に、強く経済的關係が認められる場合、これらの契約は共に譲渡されると考えるべきである。

全体アプローチから、ペレは、次のように述べる⁶⁵⁾。建物建築予定の土地に関する賃貸借契約と電気の供給契約について問題となったが、両者は全体の実現に必要なものであった。本判決では、建物建築予定の土地に関する賃貸借契約が譲渡されることによって電気の供給契約も同時に譲渡されるかが検討された。

(iii) 学説

(a) 概観

以上の数少ない判決について、取引の実現に必要な複数の契約が譲渡される場合、どのような要件が必要かについては、学説において争いがある。契約アプローチからの見解 ((b)) と全体アプローチからの見解 ((c)) は視点が異なる。それぞれの見解について、順にみていく。

(b) 契約アプローチからの見解

契約アプローチからの見解においても、複数の異なる見解がある。債務者の立場を考慮する説 (i)) と譲受人の同意を必要とする説 (ii)) である。それぞれの見解について以下検討する。

i) 債務者の立場を考慮する説

取引の実現に必要な複数の契約が譲渡されるには、どのような要件が必要か。この問題に関して、契約アプローチを主張するプロは、次のように述べる⁶⁶⁾。複数の契約が取引の実現に関与した場合、債務者が複数の契約のうち一つの契約の譲渡のみについて承諾した場合、その契約のみが譲渡される。しかし、債務者があらゆる契約について譲渡を承諾した場合、全体を構成するあらゆる契約が譲渡される。

64) MAZEAUD (D.), Les groupes de contrats, petites affiches, 5 mai 2000, p. 69.

65) PELLÉ (S.), op. cit., p. 373.

66) BROS (S.), op. cit., p. 71.

ii) 譲受人の同意を必要とする説

契約アプローチを支持する見解のうち、スーブは、次のように述べる。前掲・破毀院第一民事部1994年11月15日判決では、複数の契約が譲渡されるには、譲受人の黙示の同意を必要とする⁶⁷⁾。前掲・破毀院商事部1998年5月12日判決では、同一の取引に関係した別の契約もまた、自動的に譲受人に譲渡されるとする。しかし、譲渡が自動的に認められるのは、問題である。これでは、譲受人は予想しなかった債務や義務を負うこととなり、譲受人の予見可能性に反する。このようなことは、契約の相対効の原則もしくは契約の安定性の原則に違反する⁶⁸⁾。複数の契約の譲渡については、債務者の同意も必要であるが、さらに、黙示の譲受人の同意が必要である。

(c) 全体アプローチからの見解

全体アプローチは、複数の契約の譲渡については、債務者の同意のみならず、譲受人の認識も問題としなければならないとする⁶⁹⁾。

全体アプローチは、次のように述べる。判例では、相反する利益の間の緊張が見受けられる。特に、以上で検討した判決からは、譲り受けた契約のみ譲渡されたことを望んでいる譲受人と、全体 (opération globale) が譲渡されたことを望んでいる債務者の対立があることが分かる。かりに、全体を構成する一つの契約のみが譲渡されると、一つの契約の譲渡により全体の実質的な関係は終了させられることとなる。このことは、全体の実現を危うくし、債務者は全体から受ける利益を享受することはできない。かりに、全体が譲渡されるのであれば、譲受人の安全性が問題となりうる、なぜならば、知らないうちに、債務や義務の負担が増える危険が考えられるからである。この対立を調整するためには、譲受人の全体についての認識が重要である。

全体アプローチは、次のように考える。第一に、複数の契約が取引の実現に向けて締結された場合、取引に必要な複数の契約を譲渡するには、債務者は、複数の契約の譲渡について同意をしなければならない。債務者は、複数の契約の譲渡

67) SEUBE (J.-B.), L'indivisibilité et les actes juridiques, Litec, 1999, p. 362.

68) SEUBE (J.-B.), op. cit., p. 331.

69) PELLÉ (S.), op. cit., pp. 374-376.

を拒絶することが常に許される。債務者が、拒絶の意思表示をしたときには、いかなる契約の譲渡もない。

第二に、取引に必要な複数の契約を譲渡する場合、譲渡人の状況も考える必要がある。譲渡人は、全体を構成するある契約の当事者であると同時に全体の当事者でもある。そして、全体を構成するある一つの契約を譲渡したという意味は、譲渡人は、全体の当事者でいることを放棄し、全体の実現を途中でやめることを決意したことを意味する。しかし、契約の譲渡は、譲渡人に、全体の実現から自由に逃れる容易な手段となってはならない。譲渡人は、全体に関与するあらゆる当事者にそれぞれの契約を終了させるリスクを負わせる。このような譲渡人の奇異な地位を考えると、単一の契約の譲渡よりも、より譲渡人に何らかの義務を負わせる必要がある。例えば、譲渡人は、全体の存在について、譲受人に対して、知らせる義務を負う必要がある。

また、譲渡人が全体を構成するある一つの契約のみを譲渡したとき、全体に関係する他のあらゆる当事者に対して、責任を負うことも考えられる。すなわち、全体が譲渡されず、ある契約のみが譲渡されると、全体が消滅する。このような場合、全体の消滅により、他の契約が消滅する。譲渡人が全体を構成するある一つの契約のみを譲渡したとき、全体に関係する、他のあらゆる当事者に損害を被らせることとなる。

第三に、譲受人は、信義則に基づいた義務を負う。例えば、譲渡された契約は全体を構成する契約であることについて知っていたのであれば、全体の存在について文句を言うことはできない。

以上、複数の契約が取引を構成した場合、契約の譲渡の場面について、判例と学説について検討をした。学説では、複数の契約が取引を構成した場合、複数の契約が譲渡されるには、いかなる要件が必要かについては、契約アプローチからの見解と全体アプローチからの見解には違いがみられた。

(4) 契約の終了

(i) 概観

第三の具体例として、契約の終了について検討をする。すなわち、複数の契約

が取引を構成した場合、取引の構成要素である一つの契約が終了するとき、別の契約も終了するかという問題を検討する。この場面は、I章でも検討したように、日本法においても、数多くの具体例が存在していた。この問題について、以下、判例 (ii) と学説 (iii) について論じる。

(ii) 判例

二当事者の場合の判例として、次のような判決がある。いずれも不動産業に関する判決であり、全体の存在を肯定しつつ、複数の契約の終了を認めている。

例) 破毀院第一民事部2003年11月13日判決⁷⁰⁾

【事実】1989年6月、A(委任者)はB(受任者)との間に建築を予定した不動産の管理に関する契約と売買の交渉に関する契約を締結した。1989年12月、Aは突如にこれらの契約を解消した。控訴院は、両契約は独立して別々であると判断したため、Bは破毀申立てをしたが、破毀院は次のように判断し、Bによる破毀申立てを棄却した。

【判旨】「建築を予定した不動産の管理に関する契約は、建築に関するあらゆる全ての手続きについての管理を委託した内容の契約であり、売買の交渉に関する契約も、売買に関するあらゆる手続きについての契約である、このようなことから、売買の交渉に関する契約は同一の人物に託された建築を予定した不動産の管理契約が問題なく履行されることを前提とした契約であり、控訴院はこれらの事実により、契約上の不可分な全体(ensemble contractuel indivisible)を構成する経済的作用(la même opération économique)を目指してこれらの相互依存関係にある契約は締結されたものであると判断することが可能であった。」

【評釈】契約アプローチから、ナジャールは次のように述べる。「契約上の全体(ensemble contractuel)」という法概念が生み出されている⁷¹⁾。この判決において初めてこの法概念は生み出されたのではない。しかしこの法概念の曖昧さや混乱さが今まで

70) Civ 1^{re}, 13 novembre 2003, D. 2004, 657, note I. NAJJAR ; NAJJAR (I), L' « ensemble contractuel » sur sa lancée, D. 2005, 1105.

71) NAJJAR (I), La notion d'ensemble contractuel, in Mélanges A. Decocq, Litec, 2004, p. 518.

指摘されていた。契約上の全体の有用性は、別々になされた、一連の契約を統一的で包括的な作用 (opération globale unique) に関連づけることをもたらす。また、契約上の全体は契約の集団、不可分性、枠契約など他の概念と区別される。しかし、「契約上の全体 (ensemble contractuel)」ではなく、「契約上の不可分な全体 (ensemble contractuel indivisible)」とした点は問題である。「契約上の全体 (ensemble contractuel)」で十分にその内実は示される。「全体 (ensemble)」は、異なった要素が集まり、要素に共通した単一の全体 (tout) を形成する。

例) 破毀院第一民事部2004年11月16日判決⁷²⁾

【事実】1989年、A (委任者) は、B氏及びC氏 (受任者ら) との間において、不動産の管理に関する管理契約と将来の不動産の買主との交渉に関する委任契約を締結した。しかし、Aは一方的にあらゆる契約を打ち切った。控訴院は、両契約は相互依存関係にあると認められると判断した。そこで、Bは、両契約は別個独立のものであると破毀申立てをしたが、破毀院は、次のように判断し、Bによる破毀申立てを棄却した。

【判旨】「Aは、B氏及びC氏と不動産管理に関する契約を締結すると同時に、不動産売買契約の締結に関する委任契約を締結した、この委任契約は同一の人物に任された管理契約の完全なる履行を前提とするものである、以上の事実により控訴院は、これらの契約は相互依存関係にあり、契約上の全体 (ensemble contractuel indivisible) を構成する経済的作用であると判断することができた。」

【評釈】契約アプローチから、スープは次のように述べる。ここで問題となったそれぞれの契約は契約上の全体 (ensemble contractuel) に組み込まれることとなった。二つの契約は融合しそれぞれの契約とは異なる新しい法律行為が生じる場合以外、通常、それぞれの契約は自己の独自性を失い、その結果、契約上の全体に組み込まれるということはまれである。契約上の全体 (ensemble contractuel) は全体を構成するそれぞれの要素の独自性を失わせるものではない⁷³⁾。

72) 本判決の事実や判旨は、SEUBE (J.-B.), La fonction salvatrice de l'indivisibilité, Droit et Patrimoine, juin 2005, p. 41に紹介されている。

73) SEUBE (J.-B.), La fonction salvatrice de l'indivisibilité, op. cit., p. 43.

(iii) 学説

次に、複数の契約が複雑な取引を構成した場合、取引の構成要素である一つの契約が終了するとき、どのように別の契約も終了するかという問題については学説において争いがある。ここでは、契約アプローチからの見解 ((a)) と全体アプローチからの見解 ((b)) に区別して論じる。

(a) 契約アプローチからの見解

契約アプローチからの見解には、プロの見解があり、プロは次のように述べる。複数の契約が無効となる場合、二つの場合の無効がある。すなわち、第一の場合は、連続的な複数の契約の消滅が問題となる場合である⁷⁴⁾。その結果、ある契約の無効は他の契約の無効をもたらす。第二の場合は、両契約の結合そのものが問題となる場合である。それぞれの契約は有効であるが、両契約の結合そのものが無効である場合である。この場合、全体が無効となる。

契約アプローチからの見解には、マルマユの見解もある。マルマユは枠契約を考え、次のように述べる。枠契約を構成する、ある契約の消滅は、他の契約の消滅をもたらす場合がある。例外がない限り、第一の契約がいかなる理由によって消滅したとしても、第二の契約は、失効する。しかし、三つの例外がある。まず、枠契約そのものが無効である場合である⁷⁵⁾。この場合、あらゆる契約は、全て無効となる。次に、立法がある場合である。立法がある場合その立法に従う。さらに、両当事者が消滅について、取決めをしていた場合である。この場合、当事者の意思に従う。

(b) 全体アプローチからの見解

全体アプローチからの見解は、複数の契約の終了の問題は、次のことを意味するとする⁷⁶⁾。全体を構成するある契約が消滅することにより、全体が消滅する。そして、全体の消滅により他のあらゆる契約も消滅する。

74) SEUBE (J.-B.), *op. cit.*, p. 316.

75) MARMAYOU (J.-M.), *L'unité et la pluralité contractuelle entre les mêmes parties*, PUAM, 2002, pp. 612-614.

76) PELLÉ (S.), *op. cit.*, p. 377.

(5) 契約の効力の制限

(i) 概観

第四の具体例として、次の具体例を挙げる。通常、期間の定めのない契約については、手続きを踏めば、契約当事者は自由に契約を終了することができる。しかし、複数の契約が取引を構成した場合、この自由に制限がかかることがある。契約の効力の制限の場合について、判例 ((ii)) と学説 ((iii)) を検討する。

(ii) 判例

具体例① 破毀院商事部1998年10月27日判決⁷⁷⁾

【事実】A社（許諾者）はB社（特約店）との間で経済的には関連しつつも法的には異なった三つの契約を締結した。三つの契約のうち二つの特約店契約は、期間の定めのない契約であり、終了には一年の予告期間が必要であった。三つの契約のうち一つの特約店契約は、一年間の期間の定めのある契約であり、更新されない場合、終了には三ヶ月の予告期間が必要であった。両当事者の関係の悪化により、二年間の間に、A社は、連続的にそれぞれ契約で定められた予告期間を遵守しつつ三つの契約を終了させた。

このような事実関係について、控訴院は、A社の責任を認めた。すなわち、「特約店契約のそれぞれはお互いに補い合う関係にあり、密接な関係にあった。A社の特約店契約の終了方法は、特約店の「緩やかな破壊」を計画立てたことを明らかにするものであることが認められる」と、控訴院は判断した。その結果、控訴院は、A社の契約終了は濫用的であると判断した。このような控訴院の判断に対して、A社は破毀申立てをした。しかし、破毀院は次のように述べ、A社の破毀申立てを棄却した。

【判旨】「複数の契約は、経済的損失を被ることなく可分とされることはない」、その結果、「A社は三つの契約の終了により特約店の運営を困難にさせた、このことにより、A社のフォートが認められる。」

77) Com., 27 octobre 1998, Defrénois 1999, 1318, note D. MAZEAUD.

具体例②) パリ控訴院1988年7月13日判決⁷⁸⁾

【事実】A社(許諾者)は、フランスにおいて、B社(特約店)との間において、飲料の販売や供給に関する三つの契約を締結した。二つの契約は期間の定めのない特約店契約であり、終了するには、一年の予告期間を要するものであった。さらに、一つの契約は一年間の期間の定めのある特約店契約であり、更新されることはなく、終了するには、三ヶ月の予告期間を要するものであった。1987年、A社は、B社に対して、瓶詰めに関する契約と箱詰めに関する契約を終了するとした。それぞれの契約の終了は予告期間が守られたものである。契約終了に向けた手続きについては法律上なら問題のあるものではなかった。しかし、B社は濫用のある契約終了であると主張した。

控訴院は、以下のように述べてA社の責任を認めた。

【判旨】「箱詰めに関する契約は瓶詰めに関する契約と関連する、これらの契約は、1990年まで延長された。瓶詰めに関する契約と箱詰めに関する契約は密接な関係にある。このような明らかに密接な関係にある場合、箱詰めに関する契約の終了は、理由も言及されることがなく終了された、…1990年より前の契約終了は、濫用的なものである。」

(iii) 学説

次に、どのように濫用的な契約の終了は評価されるかという問題についての学説の見解をみる。学説については、契約アプローチからの見解 ((a)) と全体アプローチからの見解 ((b)) に区別して論じる。

(a) 契約アプローチからの見解

契約アプローチからの見解により、スープは、ここでは、個々の契約ではなく、個々の契約によって成立する全体 (tout) を検討することを通じて、履行の段階における信義則の評価がなされるとする。スープは次のような評価をする。ここでは、個々の契約のみにおいて考えるならば、それぞれの契約当事者は信義誠実

78) C. A Paris, 13 juillet 1988, cah. dr. entr. 1989, 25, note Ph. DELEBECQUE.

に契約を履行している。不可分な全体との関係からすると、当事者は信義誠実に契約の履行をしていないと判断される⁷⁹⁾。前掲・破毀院商事部1998年10月27日判決では、三つの契約が不可分な全体 (ensemble indivisible) を構成し、許諾者のフォートは、三つの契約による不可分な全体 (ensemble indivisible) との比較により、肯定されている。前掲・パリ控訴院1988年7月13日判決では、濫用的な終了か否かの判断は、個々の契約においてではなく、不可分な全体 (ensemble indivisible) を通じて判断されている。

(b) 全体アプローチからの見解

全体アプローチは次のように評価する⁸⁰⁾。それぞれの個々の契約は、全体 (ensemble contractuel) の作用によって制限的な効力しかもたないことになる。全体の目的達成のために締結された契約が問題となる場合、契約当事者のフォートは個々の契約においてではなく、全体を通じて検討される。判事は、契約当事者による契約の終了は濫用であるか否かを判断するために全体を考慮する。問題となった判決ではそれぞれの契約の終了は有効であり、濫用的な終了ではないが、全体との比較により、フォートは肯定された。

(6) コーズがなく無効とされるべき契約の存続

(i) 概観

第五の具体例として、コーズがなく無効とされるべき契約の存続について検討する。具体的には、もし一つの契約として締結されていたならば、無効であったはずの契約が、全体を考慮した結果、有効になるとした判決をここでは検討する。すなわち、1フランの不動産売買を有効とした判決である。まず、問題となった判決 ((ii)) を紹介する。次に、この判決に対する学説 ((iii)) をみる。

(ii) 判例

例) 破毀院第一民事部1993年3月3日判決⁸¹⁾

【事実】 1980年2月28日、A社(買主)は、B社(売主)からレンガ工場の施設と設

79) SEUBE (J.-B.), op. cit., p. 366.

80) PELLÉ (S.), op. cit., pp. 466-467.

備を1750000フランで買い受けた。また、B社から土地の区画部分について1フランで買い受けた。B社の負債である1880500フランをA社は、引き受けた。B社は1フランの不動産売買契約の無効を主張した。

それだけを取り出せば均衡を欠く売買契約は有効である、と控訴院は判断したのに対し、B社は破毀申立てをしたが、B社による破毀申立てを破毀院は棄却した。

【判旨】「工場の設置を予定した1フランによる土地の売買契約は、作用の実現について必要不可欠な条件であった、土地の売買契約とA社によるB社の債務の引受けは不可分な全体 (tout indivisible) を構成する、従って、控訴院は契約全体の経済性により、土地の売買にはコースがあり、反対給付が現実存在すると正当に判断することができた。」

(iii) 学説

どのような場合にコースがなく無効とされるべき契約は存続されうるかという問題についての学説の見解をみる。学説を、契約アプローチからの見解 ((a)) と全体アプローチからの見解 ((b)) に区別して論じる。

(a) 契約アプローチからの見解

契約アプローチは、次のような見解を示す。すなわち、ここでは、土地の売買契約と債務の引受けは、一つの不可分な全体 (ensemble indivisible) を構成している⁸²⁾。ここでは、均衡の評価が問題となっている。そして、一つの不可分な全体 (ensemble indivisible) は、均衡の評価に役立っている。給付の均衡は、複数の契約から構成される全体 (ensemble indivisible de contrats) との比較によっ

81) Civ3^e., 3 mars 1993, Bull civ. III, n° 28 ; RTDciv. 1996. 901, obs. J. MESTRE ; Defrénois 1993, 927, obs. Y. DAGORNE-LABBE ; RTDciv. 1994. 124, obs. P.-Y. GAUTIER ; RTDcom. 1993. 665, obs. D. DANET et C. CHAMPAUD ; J.C.P., éd. G., 1994, I, 3744, note M. FABRE-MAGNAN.

82) ARHAB (F.), Les conséquences de la nullité (ou de la résolution) d'un contrat au sein des groupes de contrats, RRJ., 1999, p. 186.

て、評価される⁸³⁾。

(b) 全体アプローチからの見解

全体アプローチは、前掲・破毀院第一民事部1993年3月3日判決を次のように評価する⁸⁴⁾。この判決では、取引の経済的全体が問題になったと評価することが可能である。ここにおいては、売買契約のコースは欠如している。売買契約は、コースが欠如していることにより、無効であるのが通常である。しかしながら、コースが欠如していても、売買契約は、全体を実現させることに貢献している。従って、売買契約が無効であるか否かは、取引の全体によって判断される⁸⁵⁾。このように、全体を構成するある契約の内部においてのみ、反対給付は採られるのではない。反対給付は、全体の中において採られるべきである。

(7) 条項の適用の拡大

第六の具体例として、取引の実現に向けて複数の契約が締結された場合、ある契約の条項の効力が他の契約にも及ぶかという問題を挙げる。条項の適用の拡大として、判例において、最も問題とされているのは、仲裁条項である。仲裁条項とは、当該契約について生じうる紛争を仲裁することを約した条項のことをいう。仲裁条項の適用の拡大について、以下、判例 ((i)) と学説 ((ii)) を検討する。

(i) 判例

取引の実現に向けて複数の契約が締結されたとき、取引を構成するある契約には仲裁条項があり、別の契約には仲裁に関するいかなる条項もなかった場合の事案について、次の例がある⁸⁶⁾。

例) 破毀院商事部1995年5月14日判決

【事実】1977年、排他的供給契約がA社(供給者)とB社(利用者)の間で締結された。

83) BACACHE (M), L'indivisibilité, Répertoire civ. Dalloz, p. 19.

84) PELLÉ (S.), op. cit., pp. 356-358.

85) PELLÉ (S.), op. cit., p. 351.

86) Com., 14 mai 1995, J.C.P., éd. E., 1997, I, 617, note J.-M. MOUSSERON.

この排他的供給契約の中には、「この契約から生じたあらゆる問題は仲裁による」との条項が存在していた。1989年、第二の排他的供給契約がA社とB社の間で締結された。この第二の契約の履行に問題が生じた。そこで、第一の契約に挿入されていた仲裁条項が第二の契約にも適用されるかが問題となった。

パリ控訴院は、1989年に締結された第二の契約には、仲裁条項に関する記載がなされていなかったことから、第一の契約の仲裁条項の適用は第二の契約に拡大されないと判断した。しかし、破毀院は次のように判断した。

【判旨】「1989年に締結された契約は、1977年の契約とはそれぞれ補う関係にある。」「そして、1989年の契約の内容は1977年の契約内容に関係する。」、その結果、「控訴院は、第一の契約における仲裁条項は第二の契約にも及ぶ、と判断することができた。」

(ii) 学説

次に、いかなる場合に契約の条項の拡大が認められるかという問題についての学説を、契約アプローチからの見解 ((a)) と全体アプローチからの見解 ((b)) に区別して論じる。

(a) 契約アプローチからの見解

契約アプローチからの見解にはスーブの見解がある⁸⁷⁾。スーブは、取引を構成するある契約の条項は他の契約にもその適用を拡大することがあるとする。スーブは、条項の適用の拡大を認めるには、契約の締結の際、それぞれの当事者がその条項について認識している必要があるとする。

(b) 全体アプローチからの見解

全体アプローチは、次のように述べる。取引の実現のために、複数の契約が締結された場合、個々の契約と全体に関係が認められる。個々の契約が全体に組み込まれる。その結果、それぞれの契約は、通常以上の効力を持つこととなる。全体を構成するある契約に規定された仲裁条項は別の契約においても適用される。

87) SEUBE (J.-B.), *op. cit.*, p. 354.

このことは、全体を構成するあらゆる契約の当事者が仲裁条項について認識していることによって根拠づけられる⁸⁸⁾。

2 三当事者以上の場合

(1) 概観

ここでは、三当事者以上の場合の具体例を検討する。いくつかの具体例を挙げ、それぞれの具体例に関する学説と判例を検討する。具体例としては、契約の終了 ((2))、新たな義務の発生 ((3))、条項の適用の拡大 ((4)) を挙げる。

(2) 契約の終了

(i) 概観

第一の具体例として、契約の終了について検討をする。契約の終了の場面は、I章でも検討したように、日本法においても、数多くの具体例が存在していた。以下、契約の終了の場面について、立法 ((ii))、判例 ((iii))、学説 ((iv)) の順に検討をしていく。

(ii) 立法

ある契約が終了するとき、もう一方の契約も終了するかという問題に関する立法の具体例について、例えば、第三者与信型消費者信用取引がある。第三者与信型消費者信用取引に関する規定には、消費法典L. 311-21条がある。この規定は、「売買契約が解除もしくは無効となった場合、消費貸借契約もまた解除もしくは無効となる。」としている。立法者は、複数の契約が同一の消滅事由によって消滅するという原則をここでは認めている。また、同L. 311-25条がある。この規定は、消費貸借契約が締結されなければ、売買契約は解除される、とする。

(iii) 判例

取引の実現に向けて、複数の契約が締結され、ある契約が終了するとき、もう

88) PELLÉ (S.), op. cit., p. 475.

一方の契約も終了するとされる場合の判例について、以下では分析をする。複数の契約が同一の消滅事由によって消滅するという原則は、ここにおいては認められない。

例) 破毀院商事部1991年1月8日判決⁸⁹⁾

【事実】A社(買主)は、研究のデータ化の実現のため、B社(売主)との間で、コンピュータの売買契約を締結した。また、A社は、C社(売主)との間で、ソフトウェアの売買契約を締結した。この契約全体に対して満足が得られなかったA社は、B社とC社に対して、二つの売買契約の解除と損害賠償を求めた。

破毀院は次のように述べ、両契約の解除を認めた控訴院の判断を正当なものであるとした。

【判旨】「このような状況の分析により、契約の当事者は、事前の会合や書類において、A社に対して、コンピュータ・システムを実現するために、それぞれの契約を締結したとしている、そして、このような場合、両契約は不可分な全体(ensemble indissociable)を形成するものであるということについて、契約当事者は合意したと認めることができる。」

例) 破毀院商事部2001年6月12日判決⁹⁰⁾

【事実】1993年3月22日、A社(譲渡人)はB(譲受人)に対して営業用の事務所についての賃借権を譲渡した。同時にA社はBに対して本事務所を使用する許可をした。そこで、同時に、C社(売主)はB(買主)に対して、事務所における再販売を目的として、衣料品を販売した。しかし、1993年7月2日、商事裁判所は、本件賃借権の譲渡は無効であると判断した。そこで、Bは、C社に対して衣料品の売買契約は無効であると主張した。

89) Com., 8 janvier 1991, Bull. civ. IV, n° 20 ; RTDciv. 1991. 252, J. MESTRE ; R.J.D.A., 1991, 373.

90) Com., 12 juin 2001, R.J.D.A., 2001, 1173.

控訴院は、衣料品の売買契約は解除されると判断した。C社とBは、両契約は別個独立した契約であると、破毀申立てをしたが、破毀院はこのような破毀申立てを棄却した。

【判旨】「1993年3月22日、A社はBに営業用の事務所の賃借権を譲渡したと同時に、Bに本事務所を使用することを認めた。同じ時期に、C社はBに対して、事務所における再販売を目的として、衣料品を販売した。A社とC社の経営者は同一人物であった、このような事実により、A社とC社との間には協力関係（concert）があることが認められる、そしてこのような協力関係は統一的な作用（opération unique）をもたらすことを目的としている、営業用の事務所についての賃借権の譲渡の無効は、衣料品の売買契約の解除をもたらすことを控訴院は判断することができた。」

例) 破毀院第一民事部2006年4月4日判決⁹¹⁾

【事実】1984年以来、A社（利用者）は、病院の機関室の利用のためガスの供給契約をB（供給者）との間で締結した。A社は、1989年、5年間の間について、C（供給者）との間で機関室の利用契約を締結した。Cは、1993年、契約を打ち切ることを決めた。そこで、ガスの供給契約も終了するように、同一の日に、A社は、Bに求めた。しかし、Bは、契約を継続すべきであると主張し、BはA社に対して、料金を請求した。

【判旨】「BとA社との間で締結したガスの供給契約には、ガスの利用方法が詳細に示されていた、病院の機関室の利用契約のコースは、BとA社との間で締結したガスの供給契約である、そしてBは独占権を有していた、これらの複数の契約は、同一の経済的作用（même opération économique）に服するものである、二つの契約は不可分な契約上の全体（ensemble contractuel indivisible）を構成することから、控訴院は正当に利用契約の解消は供給契約の失効を認めると判断した。」

例) 破毀院商事部1996年10月15日判決⁹²⁾

91) Civ 1^{re}, 4 avril 2006, Bull civ. I, n° 190 ; D. 2006, J., 2656, note R. BOFFA ; D. 2006, Somm., 2641, obs. S. AMRANI-MEKKI ; Defrénois 2006, 1194, note J.-L.AUBERT.

92) Com., 16 octobre 1996, R.J.D.A., 1997, 1.

【事実】A（利用者）は、B社（供給者）との間でコンピュータ・システムに関する加入契約を締結した。そして、A（賃借人）は、コンピュータ・システムの加入に関するために必要なコンピュータをC社（賃貸人）との間で賃貸借契約を締結した。コンピュータ・システムに加入するためにB社に対して顧客の情報を提供することの結果、コンピュータの賃料は減額された。しかし、B社の責任者は債務不履行をした。そこで、コンピュータはAにとって有用性のないものとなった。Aはコンピュータが必要ではなくなったことから、賃料を支払わなかった。そこで、C社は賃貸したコンピュータについての賃料を要求した。

控訴院は、二つの契約は不可分な関係にあるとし、C社による賃料の請求を認めなかった。そこで、C社は破毀申立てをしたが、破毀院は、C社による破毀申立てを棄却した。

【判旨】「B社とC社は協力関係にあったといえる。B社とC社との間には委任契約が存在していた。このように供給者と賃貸人との間には、委任者と受任者の関係があった。以上の考察により、控訴院は、B社とA、C社とAの間の複数の契約は、全体（opération globale）としての取引を構成し、全体としての取引は、相互に依存した権利義務関係（des droits et obligations interdépendants）を構成すると適切に判断した。」

【評釈】この判決を紹介し引用をする全体アプローチを提唱するべしは、この判決について、個々の契約についてではなく、個々の契約が関連し合って実現しようとしている全体を強調しているとする⁹³⁾。ここでは、個々の契約ではなく全体（tout）に重点が置かれているとする。全体アプローチは、この判決を契機に、全体は、あらゆる場合において、常に、二つ以上の契約が関係しあった債権債務関係であるとする。次のように全体アプローチは述べる。経済的効果をもたらす一つの取引を形成する場合が問題となり、共通に言えることは、経済的効果をもたらす一つの取引を実現するために複数の給付はお互いに関連しあうことである⁹⁴⁾。問題となる取引は、globale（包括的）な取引であるとされなければならない⁹⁵⁾。包括性（globale）は、全体の存在を認めること、

93) PELLÉ (S.), op. cit., p. 169.

94) PELLÉ (S.), op. cit., p. 28.

もしくは認めないこと、について説明し、その全体を構成する個々の要素の存在も説明する。この経済的作用 (opération économique) の包括性は、単一性と複雑性を同時に示すものである。単一性は、作用が不可分な全体 (tout) であることを意味する。複雑性は、不可分の全体について複数の構成要素を生み出すことを意味する。すなわち、複数の要素が関連し合い、これらの要素は統一的で一貫性のある全体 (ensemble) を生み出す⁹⁶⁾。ここでは、全体 (ensemble) の作用の定義についての手がかりを与えてくれる。全体 (ensemble) とは、完全には切り離すことのできないとみなされた複数の給付の関連に基づいた経済的な作用である⁹⁷⁾。

(iv) 学説

次に、学説について検討をする。複数の契約が複雑な取引を構成した場合、取引の構成要素である一つの契約が終了するとき、どのように別の契約も終了するかという問題については学説において争いがある。二当事者間の場合と同様、契約アプローチからの見解 ((a)) と全体アプローチからの見解 ((b)) に区別して検討する。

(a) 契約アプローチからの見解

契約アプローチによると、ここでは、連続的な複数の契約の終了の問題となる⁹⁵⁾。契約アプローチの中でも、まず、一つの契約の消滅事由がもう一つの契約の消滅事由に影響を及ぼすとする説がある。複数の消滅事由を考える説 (i)) である。次に、取引を構成するうちのある契約が消滅したとしても、他の契約はある契約の消滅事由に影響することなく、常に、同じ消滅事由によって消滅すると考える説がある。単一の消滅事由を考える説 (ii)) である。以下それぞれの見解について検討をしていく。最後にまとめをする (iii))。

i) 複数の消滅事由を考える説

ある契約が消滅すると、その消滅事由は別の契約の消滅事由に影響を及ぼすと

95) PELLÉ (S.), op. cit., p. 28.

96) PELLÉ (S.), op. cit., p. 28.

97) PELLÉ (S.), op. cit., p. 28.

98) AMRANI-MEKKI (S.), Indivisibilité et ensembles contractuels : l'anéantissement en cascade des contrats, Defrénois 2002, p. 355.

考える見解は、適用されるべき消滅事由を考えるために、それぞれの契約の性質を分析する作業をする。しかしながら、この説の中でも見解が分かれている。すなわち、プロによる見解 (a))、テシエによる見解 (b))、スーブによる見解 (c)) である。以下それぞれの見解を検討していく。

a) プロの構成

ある契約が消滅すると、その消滅事由は別の契約の消滅事由に影響を及ぼすと考える説の中でも、プロの構成についてみる。プロは、消滅事由の決定方法の問題 (i) と相互依存関係の終了後の問題 (ii) を検討している。これらの問題に対するプロの見解をそれぞれみていく。

i 消滅事由の決定方法の問題

契約アプローチを提唱するプロは、複数の契約が締結され取引が構成された場合、ある契約の消滅は他の契約の消滅をもたらすとする。そして、契約の成立の段階が問題となっているのか、契約の履行の段階が問題となっているのか、プロは区別をする。そして、契約の成立の段階の消滅事由の決定方法 (a) と契約の履行の段階の消滅事由の決定方法 (b) について、プロは論じている。以下それぞれの場合を区別して論じる。

a 契約の成立の段階の決定方法

ある契約が契約の成立の段階において消滅した場合、別の契約はどのように消滅するであろうか。プロによると、契約の成立の段階において、問題となる場合とは、取引が無効になる場合である。取引が無効になる場合については、さらに、二つの場合がある。第一に、取引を構成する、一方の契約が無効である場合である⁹⁹⁾。第二に、取引そのものが無効である場合である。

第一の場合について。プロは次のように述べる。取引を構成する、一方の契約が何らかの事由により無効となる場合、この契約の無効は他の契約の無効も導く。第一の契約の無効は、第二の契約の成立上の瑕疵を導く。そして、第二の契約は、有効に成立しなかったとみなされる。第二の契約は本質的要素が欠如する¹⁰⁰⁾。

この原則には、いくつかの例外が認められる。プロは次のように述べる。担保

99) BROS (S.), op. cit., p. 351.

100) BROS (S.), op. cit., p. 352.

については無効の影響はない。また、契約終了後に関する条項も無効の影響はない。契約終了後に関する条項とは、例えば、契約が消滅した後の原状回復について定めた条項である¹⁰¹⁾。

第二の場合について。プロは次のように述べる。第一の場合とは異なり、契約によって構成された取引そのものが無効である場合がある¹⁰²⁾。取引そのものが無効である場合とは、例えば、当事者が、複数の契約が締結され構成された取引を通じて、不法な目的を実現しようとしている場合である。ここにおいては、取引が、不法な目的により、無効となる。そして、取引そのものが無効になると、全体を構成するあらゆる契約も無効となる。全体の無効は不法な目的を持つ取引の実現に必要なあらゆる契約を無効とする。

以上は、プロによる契約の成立の段階における消滅事由の決定方法である。次に契約の履行の段階における消滅事由の決定方法についてプロの考えを分析する。

b 契約の履行の段階の決定方法

ある契約が契約の履行の段階において消滅した場合、別の契約はどのように消滅するであろうか¹⁰³⁾。プロによれば、取引を構成するある契約が債務不履行となり解除された場合、問題となる債務不履行となった契約の性質を考える必要がある。プロは、第二の契約の消滅事由を決定するには、債務不履行となった第一の契約の性質が、瞬時の履行が予定されていたものか、あるいは、継続的な履行が予定されていたものか考える必要があるとする。以下、それぞれの場合について、プロの考えを見ていく。

瞬時の履行が予定されていた契約が債務不履行となった場合、債務不履行の結果、その契約は解除されることになる¹⁰⁴⁾。このような場合について、プロは次のように述べる。瞬時の履行が予定されたある契約が契約の履行の段階において消滅した場合、第一の契約の遡及的消滅は第二の契約のコースを最初から奪うこ

101) BROS (S.), op. cit., p. 357.

102) BROS (S.), op. cit., p. 363.

103) BROS (S.), op. cit., p. 363.

104) BROS (S.), op. cit., p. 388.

とになることから、第二の契約は無効によって消滅する。

継続的な履行が予定されていた契約が債務不履行となった場合、債務不履行の結果、その契約は解消されることになる。契約が解消される場合、遡及効はない。継続的な履行が予定されたある契約が契約の履行の段階において消滅した場合、別の契約はどのように消滅するであろうか。このような場合について、プロは次のように述べる。第一の契約が解消されることとなると、第二の契約のコースが失われる。従って、第二の契約は失効になり消滅するべきである。継続的な履行が予定されていた契約が債務不履行となった場合、第二の契約が継続的な履行を予定した場合でも、第二の契約が瞬時の履行を予定した場合でも、第二の契約は失効によって消滅する。

ii 相互依存関係の終了後の問題

以上のように、それぞれの契約が消滅すると、その後はどのように処理されるであろうか¹⁰⁵⁾。プロは次のように考える。契約の遡及的な消滅により、それぞれの契約当事者は、自己の契約についての原状回復義務を負う。取引を消滅させた者は、全体に関与した他の当事者に対して、責任を持たなければならない。この責任は、契約責任である場合と不法行為責任である場合がある。取引を消滅させた者の責任の性質は、取引に関与した他の当事者とどのような位置に立つかによって、異なる。取引を消滅させた者は、自己が関わった契約の当事者に対して契約責任を負う¹⁰⁶⁾。直接の契約当事者以外に対しては、契約責任が問われないことは明らかである。全体は三人の契約当事者による一つの大きな契約ではない¹⁰⁷⁾。

b) テシエの構成

ここでは、ある契約が消滅すると、その消滅事由は別の契約の消滅事由に影響を及ぼすと考える説の中でも、テシエの構成についてみる。テシエも、消滅事由の決定方法の問題 (i) と相互依存関係の終了後の問題 (ii) を検討している。これらの問題に対するテシエの見解をそれぞれみていく。

105) BROS (S.), op. cit., p. 408.

106) BROS (S.), op. cit., p. 416.

107) BROS (S.), op. cit., p. 158.

i 消滅事由の決定方法の問題

テシエは、取引の実現に向けて複数の契約が問題となった場合、それぞれの契約の消滅事由の決定方法について次のような考えを示す。

テシエは、次のように述べる。まず、取引の実現に向けて複数の契約が締結されたとき、何らかの理由により、第一の契約が無効となった場合についてみる。取引の実現に向けて複数の契約が問題となった場合、第一の契約の無効は、他のあらゆる契約の存在理由を失わせ、他のあらゆる契約の無効を導く¹⁰⁸⁾。次に、取引の実現に向けて複数の契約が締結されたとき、何らかの理由により、第一の契約が解除された場合についてみる。第一の契約が解除された場合、第一の契約は遡及的に消滅する。その結果、取引の実現が不可能となる。全体の実現が不可能となる結果、取引を構成する他の契約もその存在理由を失い、自己のコースを失う。すなわち、他のあらゆる契約は無効となる¹⁰⁹⁾。この理論構成はコースの理論構成に基づく。第一の契約が成立の段階であろうと、履行の段階であろうと、あらゆる場合において、第一の契約の消滅は、他の契約の存在意義を失わせる。すなわち、コースを失わせることとなる。第二の契約が瞬時の履行を予定する場合であっても、第二の契約が継続的な履行を予定する場合であっても、第二の契約は無効となる。

以上がテシエの考えである。プロとテシエの考えの違いが最も顕著に現れるのは次の場合である。すなわち、継続的な履行が予定された契約が債務不履行となった場合である。継続的な履行が予定された契約の債務不履行の結果、その契約は解消される。第一の契約の消滅時期において、第二の契約のコースが失われる。この場合、プロは、第二の契約の消滅事由は無効とはならず、第二の契約は失効するべきであるとする。しかし、テシエはこの場合も、第二の契約は、コースを失う結果、無効となるとする。テシエに対するプロの批判は、あらゆる契約終了の場合に、無効が妥当し、遡及効が認められるとは限らないという点にある。プロは、継続的な履行が予定された契約の債務不履行の結果、その契約は解消さ

108) TEYSSIÉ (B.), op. cit., p. 157.

109) TEYSSIÉ (B.), op. cit., p. 160.

れ、第二の契約のコースは将来に向かってのみ失われるに過ぎないと考える。

ii 相互依存関係の終了後の問題

以上のように、それぞれの契約が消滅すると、その後はどのように処理されるであろうか。テシエは、契約の相互依存関係の終了後について、具体的な検討を行っている。

テシエは、複数の契約が取引の実現に向けて締結された場合、同じ取引には関与しているが、直接には契約を締結していない当事者の間に創出される関係があるとする¹¹⁰⁾。つまり、直接の契約関係に立たない当事者の間に契約責任が創出されうるとする。

この見解は、相互依存関係の終了後の処理が統一的になされるという意味においてメリットはある。しかし、この見解は、契約の相対効との関係で問題となると批判される。すなわち、直接の契約関係にない当事者が、お互いに、債権者や債務者になることを認めることになる。そこで、テシエは、契約の相対効もしくは第三者の概念を修正することを提案する。

c) スープの構成

以下では、スープの構成についてみる。スープも、消滅事由の決定方法の問題(i)と相互依存関係の終了後の問題(ii)を検討している。これらの問題に対するスープの見解をそれぞれみていく。

i 消滅事由の決定方法の問題

スープは、消滅事由の決定方法については、契約の成立の場面と契約の履行の場面に区別して考えている。この点は、プロやテシエと同様の見解である。しかし、プロやテシエの見解とスープの見解が異なる点は、消滅事由の決定方法について、スープは一つの構成ではなく、二つの構成を採用している点である。すなわち、第一の構成は、判例の分析をしている。第二の構成は、第一の判例分析を批判している。以下、第一の構成(a)と第二の構成(b)を区別して論じる。さらに、第一の構成と第二の構成それぞれにおいては、契約の成立の場面と契約の履行の場面に区別して論じる。

110) TEYSSIE (B.), op. cit., p. 161.

a 第一の構成

第一の構成では、それぞれの契約はどのように消滅するであろうかという問題点に対して、スーブは判例の分析を行っている。

まず、契約の成立の場面についてのスーブの見解をみる。スーブによれば、複数の契約によって取引が構成された場合、契約の成立の場面では、取引を構成する契約が無効となる場合があるとされる。取引を構成する契約が無効となる場合には、二つの場合がある。スーブは次のように述べる。まず、それぞれの契約は有効であるが、複数の契約の結びつきそのものが無効である場合がある¹¹¹⁾。この場合、無効となるのは、取引そのものである。次に、取引を構成するある契約の無効が別の契約の無効をもたらす場合がある。取引を構成するある契約が無効となり、他の契約も無効となる場合においては、あらゆる契約は同一の消滅事由によって消滅する。このように、取引を構成したある契約が無効となった場合、取引を構成するあらゆる契約も無効となると判断した判決は多い¹¹²⁾。

次に、契約の履行の場面についてのスーブの見解をみる¹¹³⁾。取引を構成するある契約が解除され消滅すると、その消滅事由は、別の契約の消滅事由の決定にどのように影響を及ぼすであろうか。スーブによれば、問題となった取引を構成する複数の契約がどのような性格を持った契約であるかを問題としなければならぬとされる。取引が同一の性格を持つ複数の契約の組み合わせによって構成される場合と、異なる性格を持つ複数の契約の組み合わせによって構成される場合があるとされる¹¹⁴⁾。以下、それぞれの場合についてのスーブの見解についてみていく。

まず、取引が同一の性格を持つ複数の契約の組み合わせによって構成される場合、スーブは次のように述べる。取引が同一の性格を持つ複数の契約によると、契約の成立の場面と同じように、取引を構成する複数の契約は同じ消滅事由によって消滅する。

111) SEUBE (J.-B.), op. cit., p. 316.

112) SEUBE (J.-B.), op. cit., p. 321.

113) SEUBE (J.-B.), op. cit., p. 322.

114) SEUBE (J.-B.), op. cit., p. 321.

次に、取引が異なる性格を持つ複数の契約の組み合わせによって構成される場合について、スーブは次のように指摘する。取引を構成する複数の契約は同じ消滅事由によって消滅するという原則は、複数の契約が異なった性格を有している場合、崩される¹¹⁵⁾。この場合、取引を構成する複数の契約は、それぞれ自己の契約の性質の消滅事由に従って消滅する。他の契約と共により大きな取引に関与したとしても、それぞれの契約は、それぞれの消滅事由により、消滅する。それぞれの契約は独立して締結したものとされる。

以上のことから、判例の分析を通じて、スーブは、複数の契約が取引の実現を目指して締結された場合、取引を構成するある契約が消滅すると、その消滅事由は、別の契約の消滅事由の決定にどのように影響を及ぼすであろうかという問題について、判例は統一的な説明ができていないとする。

b 第二の構成

スーブは、判例の分析を通じて、次のような問題提起をする。おおよその場合、複数の契約によって取引が構成された場合、それぞれの契約の消滅事由は、それぞれの契約において決定される。取引を構成するある契約が消滅すると、他の契約も消滅するが、しかし、それぞれの契約がそれぞれの消滅事由に必要な要件が備わっていない場合もあるのではないか。ここで、スーブは、第二の構成を提案している。スーブは次のように検討をする。第一の契約は、必ず、自己の消滅事由によって消滅する。契約の成立の場面でも、契約の履行の場面でも、第一の契約は自己の消滅事由によって消滅する¹¹⁶⁾。しかし、取引を構成する他の契約は、自己の消滅事由によって消滅するのではない。通常、取引を構成するある契約が、成立条件が満たされず無効となった場合、他の契約も消滅するが、取引を構成する他の契約は成立条件を満たしていることもある。取引を構成するある契約が債務不履行となった場合、別の契約も消滅するが、別の契約は債務不履行となったわけではないこともある。

このような考察により、スーブは、第二の契約について、その契約についてより実態に適合した消滅事由を提案する。スーブは、第二の契約について、失効と

115) SEUBE (J.-B.), op. cit., p. 400.

116) SEUBE (J.-B.), op. cit., p. 406.

いう消滅事由を提案する。

すなわち、次のように述べる。第二の契約は、成立要件を満たしていないことから、無効となったわけでもない。また、第二の契約は、債務不履行があったと認められ解除となったわけでもない。ただ、第二の契約は、取引を構成するある契約が消滅したことから、取引を実現することが不可能となり、その有用性を失ったに過ぎない。あらゆる契約当事者は、全体の実現を目指していることから、一つでもその全体を構成する要素である契約が欠けるとすると、あらゆる契約は消滅しなければならない。

このように、スーブは失効を好意的に解している。しかし、スーブは、失効という消滅事由の不都合も指摘している¹¹⁷⁾。スーブは、まず、失効の適用領域には問題があるとする。スーブは次のように述べる。契約の効果がまだ生じていない場合について、失効という消滅事由は用いられる¹¹⁸⁾。しかし、複数の契約によって取引が構成される場合、契約の終了が問題となるのは、多くの場合、契約の履行はなされ始めているのではないか。

次に、失効には遡及効がない。このことを理由に、スーブは、失効はあらゆる場合に対して十分な説明をすることができないとしている¹¹⁹⁾。スーブは次のように述べる。例えば、瞬時の履行が予定された契約についても失効は、十分に説明できない。失効は必然的に長期間に渡る契約を予定している。

スーブは、第二の契約の消滅事由について、あらゆる場合を網羅し説明する消滅事由は、存在しないとす。消滅の制度のそれぞれの実質的な結果を特に考慮しながら、それぞれの契約の消滅事由は決定されなければならないとしている。

ii 相互依存関係の終了後の問題

それぞれの契約が消滅すると、その後はどのように処理されるであろうか¹²⁰⁾。スーブは、契約の相互依存関係の終了後について、次のように述べる。複数の契約が取引を構成する場合、それぞれの契約は、それぞれの制度と内容を保持し独

117) SEUBE (J.-B.), op. cit., p. 409.

118) SEUBE (J.-B.), op. cit., p. 409.

119) SEUBE (J.-B.), op. cit., p. 410.

120) TEYSSIE (B.), op. cit., p. 161.

自性を保っている¹²¹⁾。契約と契約の間に認められた不可分性は、複数の契約の融合を認めたものではない。それぞれの契約当事者はそれぞれの契約についての債務を履行すればよいだけである。複数の契約によって構成された取引が何らかの理由により終了した場合も同様である。それぞれの契約が終了した後もそれぞれ自己が関与した契約についてのみ当事者は責任を負う。

ii) 単一の消滅事由を考える説

単一の消滅事由で統一する見解を検討する。ここでは、第一の契約の消滅事由が何であれ、第二の契約は、必ず失効によって消滅するとすべきであるとする見解について論じる。第一の契約の消滅事由が何であれ、第二の契約は、必ず失効によって消滅するとすべきであるとする見解は、スープのように、失効の不都合について説明をし、失効は制限的に用いられる概念に過ぎないとは解しない。あらゆる場面において、失効を認める。

失効の消滅事由を支持する学説は失効に消極的な裁判例と比較すると、数多くの者によって支持されるに至っている。例えば、カタラ草案(2005年フランス債務法改正草案)では、1172-3条が、「相互依存関係にある契約のうちの一つが無効となった場合、全体を構成する他の契約は失効する。」との規定を置いている¹²²⁾。

iii) 小括

以上、複数の契約が締結されたとき、ある契約の消滅は別の契約の消滅をもたらすとされる場合について、契約アプローチに依拠した従来の見解を述べた。以上の見解をまとめると次のようになる。連続的な複数の契約の終了に関して、学説の考えは対立している。状況に応じて、複数の消滅事由をそれぞれの契約について決定していくのが望ましいのか、あるいは、反対に、あらゆる場合においても対応した唯一の消滅事由を決定するのが望ましいかが問題となる。複数の消滅事由を組み合わせて考えることに賛意を示す論者によっても、あるいは統一的な

121) SEUBE (J.-B.), *op. cit.*, p. 362.

122) MARMAYOU (J.-M.), *op. cit.*, p. 292 ; GARRON (F.), *La caducité du contrat*, PUAM, 1999, p. 116 ; REIGNÉ (Ph.), *La résolution pour inexécution au sein des groupes de contrats*, in *La cessation des relations contractuelles d'affaires*, PUAM, 1997, p. 171などが、失効に対して好意的な見解である。

消滅事由を決定することに賛意を示す論者によっても、失効は、学説において多くの場合、魅力的な消滅事由となり、選択される。

(b) 全体アプローチからの見解

ここでは、ある契約の終了がどのように他の契約の終了に影響をもたらすかという問題について、全体アプローチからの見解を検討する。全体アプローチからすると、ある契約の消滅事由が他の契約の消滅事由にどのように影響を及ぼすかを考えるのではなく、ある契約の消滅事由と全体の消滅事由を考えることになる。このような全体アプローチは、本論点において新たな視点を与えることとなる。以下、全体アプローチからの見解について検討していく。契約アプローチからの見解と同様、消滅事由の決定方法の問題 (i)、相互依存関係の終了後の問題 (ii)) についてみていく。

i) 消滅事由の決定方法の問題

全体アプローチは、契約アプローチを次のように批判する。契約アプローチは、複数の消滅事由を考える説も、単一の消滅事由を考える説も¹²³⁾、複数の契約の相互依存関係のみを考えている。

全体アプローチは、どのように消滅事由の決定方法をするのであろうか。全体アプローチを採用するペレによる新たな消滅事由の決定方法を検討する。ペレは、全体のみ分析でも、全体を構成する個々の契約のみ分析でも、それぞれ、消滅事由の決定方法として十分なものとは言えないとする。ペレは、全体においては、当事者の意思により全体を実現するために、複数の契約の給付が絡み合っている、とする。ペレによると、全体を構成する一つの契約が消滅すると、その結果、全体が消滅する。そして全体が消滅することは他のあらゆる契約を消滅させる¹²⁴⁾。全体が消滅して初めて他の契約も消滅することになる。このペレの見解を詳細に以下では述べる。

まず、ペレは次のように述べる。第一の契約は常に、自己の固有の原因によって消滅する。第一の契約は、無効によって消滅したり、解除によって消滅したり、解消によって消滅したりする。このように、全体を構成する一つの契約が、何ら

123) PELLÉ (S.), op. cit., p. 428.

124) PELLÉ (S.), op. cit., p. 430.

かの理由により消滅すると、その結果、全体が消滅する。そして、全体はどのような段階で消滅したかが問われなければならない。全体をその成立時に消滅させたか、あるいは履行時に消滅させたか、問われなければならない。もし、全体が成立の段階である場合、他の契約の消滅事由は、無効となる。全体が履行の段階である場合、他の契約は解除される。他の契約が解消される場合は、他の契約が継続的な契約の場合である。このことは、全体は、コースによって判断されることに基づく¹²⁵⁾。

また、ペレは次のように続ける。全体を構成する一つの契約が消滅すると、その結果、全体が消滅し、全体が消滅することは、他のあらゆる契約を消滅させることを意味する。このような考えは、通常、単一の契約であったならば、存続されうる契約を、全体の消滅の結果、消滅させることになる。これは、契約と全体の間に関係を認めることから肯定される考えである。つまり、全体の消滅はそれぞれ全体を構成する他の契約の外部のコースを奪う。外部のコースは、全体における複数の契約の給付の実質的関連を反映したものである。より正確にいうと、それぞれの契約のコースが、全体のコースになっているのである。全体の無効は、他のあらゆる契約の無効を導く。全体の解除は、他のあらゆる契約の解除や解約を導く¹²⁶⁾。ペレはこのように述べ、具体例として、以下の判決を紹介する¹²⁷⁾。

例) 破毀院商事部1995年4月4日判決¹²⁸⁾

【事実】(第一事件) A (商人) は、広告を流すために、B社 (広告会社) との間で、データ通信ネットワークへのアクセスに関する契約を締結した。そして、A (賃借人) は、このアクセスを利用するために必要なハードウェアとソフトウェアの賃貸借契約を、B社のメンバーであるC社 (賃貸人) との間で締結した。これらの二つの契約は、画像を受け取り広告を流すために必要不可欠な契約であった。D (保証人) は目的物の賃料の

125) PELLÉ (S.), *op. cit.*, p. 435.

126) このコースの役割は、CERMOLACCE (A.), *Cause et exécution du contrat*, PUAM, 2001, p. 160においても説明されている。

127) *Com.*, 15 mars 1994, J.C.P., éd. G., 1994, II, 22339, note F. LABARTHE ; Defrénois 1994, 1127, note Ph. DELEBECQUE.

128) *Com.*, 4 avril 1995, *Bull. civ.* IV, n° 115 et n° 116.

支払いを保証する契約をC社と締結した。しかし、1990年、B社とC社は倒産した。賃貸借契約の目的物であるハードウェアとソフトウェアに有用性がなくなった。C社は賃料を求めたが、Aは、全ての契約の終了を主張した。

(第二事件) Aは、自己の事業所内において広告を流すことを計画し、Bとの間で、データ通信ネットワークへのアクセスに関する契約を結んだ。Aは、このアクセスの利用に必要なハードウェアとソフトウェアの賃貸借契約を、BのメンバーであるC社との間で締結した。DはC社との間で賃料の保証契約を結んだ。しかし、1990年、BとC社は倒産した。賃貸借契約の目的物であるハードウェアとソフトウェアに有用性が認められなくなった。そこで、C社の賃料支払い請求に対し、Aは、全ての契約の終了を求めた。

破産院は、次のように述べ、C社の破産申立てを棄却した。複数の契約には相互依存関係が認められるとした控訴院の判断は正当であるとした。

【判旨】(第一事件)「賃貸した目的物は、重大な変更がない限り、データ通信ネットワークへのアクセスについてのみ使用されるものである。この特殊性についてC社は知っていた。C社は、コミュニケーション・ネットワークの複雑な全体(ensemble complexe)を機能させることに関与している。これらの事実により控訴院は、アクセスに関する契約と賃貸借契約の間には、不可分性が認められ、全ての契約は終了した、と正当に判断した。」

(第二事件)「Dは、C社がコミュニケーションのネットワークの全体(opération globale)の構成に関与していることから、保証契約を締結した。あらゆる契約は同時に締結されている。そしてあらゆる当事者はこれらの契約は条件関係であると判断していた。これらの事実により控訴院は、借主の貸主との間の契約と別の者との間の契約には、関連が認められる、と正当に判断した。」

このような、全体を考慮した消滅事由の決定方法を採用することのメリットについては、ペレは次のように述べる。第一の契約の消滅後、他の契約も消滅する。これらの契約は全体の消滅に影響を受けて消滅しているのである。全体の消滅は、あらゆる他の契約の消滅を意味する。複数の契約は関連しあった場合、他の

契約の消滅事由は、全体レベルによって決定する。このように全体を介して他の契約の消滅事由を決定することから、第一の契約の消滅事由と他の契約の消滅事由は同一である場合もある。しかし、第一の契約の消滅事由と他の契約の消滅事由は同一ではない場合もある。

全体を考慮した消滅事由の決定方法は、全体そのものが無効になる場合を排除するわけではない。この場合、全体を構成するあらゆる契約は、無効となる。不法な目的もしくは不法な原因により、全体は無効となる。

このような構成によると、全体アプローチは、いくつかの条項の存続は、全体を構成するあらゆる契約が消滅しても認められるとする。ペレは、条項の存続は、特に、仲裁条項や調停条項について、認められるとする¹²⁹⁾。

ii) 相互依存関係の終了後の問題

全体アプローチを採用するペレは、相互依存関係の終了後の問題をどのように考えているだろうか。ペレによれば、契約が終了したことによる原状回復義務の問題は、単一の契約の場合でも問題となり、複数の契約が取引の実現に向けて用いられる場合に限った問題ではないとする。ペレは、次のように述べる。取引の実現に向けて複数の契約が締結された場合、いかなる新しい問題も原状回復義務については生じない。すなわち、単一の契約の場合であれ、取引の実現に向けて複数の契約が締結された場合であれ、原状回復義務についての問題は同じである¹³⁰⁾。

以上、複数の契約が取引の実現に関係した場合、どのようにそれぞれの契約の消滅事由を決定すべきか、そして、各契約が消滅した後の問題はどのように考えるべきか、という問題について、全体アプローチからの見解を検討した。

(3) 新たな義務の発生

第二の具体例として、新たな義務の発生の場面がある。すなわち、取引の実現に向けて複数の契約が締結されたとき、当事者が取引の実現に矛盾した行為をした場合、信義則に反すると評価されることがある。以下、この問題に関する判例

129) PELLÉ (S.), op. cit., p. 441.

130) PELLÉ (S.), op. cit., p. 408.

((i)) と学説 ((ii)) についてみていく。

(i) 判例

例) 破毀院商事部2000年2月15日判決¹³¹⁾

【事実】商人であるA氏は、広告の画像を流す契約をB社（広告会社）との間で4年間の間について締結した。A氏（賃借人）は、そのための画像再生装置を別会社であるC社（賃貸人）に借りた。広告契約には、「賃借人は契約の期間終了まで、たとえ広告契約が履行されずに解除された場合であっても、あるいは広告契約が無効となった場合であっても、リース料を支払い続けなければならない」とした、リース契約と広告契約は、相互依存関係にない独立した契約であるとの条項が存在していた。B社が倒産し、広告契約が終了した。A氏がリース料の支払いをやめたので、C社は本条項の適用を主張した。控訴院は、契約の相互依存関係に反し、濫用的な性格を持つ、この条項の適用を認めなかった。C社は破毀申立てをしたが、破毀院は次のように述べ、C社による破毀申立てを棄却した。

【判旨】「これらの契約は相互依存関係にある、広告契約の終了により、リース契約も解消されなければならない。本条項は契約全体の経済性 (économie générale du contrat) に反するものであり、その適用は認められない。」

(ii) 学説

次に、どのような場合に新しい義務は発生するかという問題についての学説をみる。契約アプローチからの見解 ((a)) と全体アプローチからの見解 ((b)) に区別して論じる。

(a) 契約アプローチからの見解

契約アプローチを採用するマゾーは¹³²⁾、契約の全体 (ensemble) と矛盾する条項を挿入することは認められない、と述べる。また、契約アプローチを採用するメストルは、取引を構成する契約の条項は、全体との比較において、その実現

131) Com., 15 février 2000, Bull. civ. IV, n° 29.

132) MAZEAUD (D.), Cause, in Le Code Civil, un passé, un présent, un avenir, Dalloz, 2004, p. 462 et p. 464.

に矛盾するか否かが判断される、とする¹³³⁾。

(b) 全体アプローチからの見解

全体アプローチは次のように述べる¹³⁴⁾。ここ数年、契約の危機 (la crise du contrat) が問題となり、特に信義則の強化が問題となっている。信義則の強化は様々な側面において現れている。例えば、全体の実現に反する当事者の行為は信義則に反すると判断される。前掲・破毀院商事部2000年2月15日判決では、リース契約と広告契約が相互に依存する関係にはない独立した契約であるとの条項が全体の実現と矛盾した内容のものであると判断された。このようなことから、全体の当事者は全体の実現と矛盾した内容に反する条項を契約で定めることができなくなる。すなわち、自己の利益のみならず、全体の利益を当事者は考えなければならなくなる。

(4) 条項の適用の拡大

三当事者の場合でも、取引を複数の契約が構成するとき、ある契約において定められた条項の適用は他の契約にも及ぶかが問題となる。ここでも、二当事者と同様、仲裁条項について検討をする。判例 ((i)) と学説 ((ii)) について順にみていく。

(i) 判例

二当事者の場合とは異なり、三当事者以上の場合において、仲裁条項の適用の拡大は認められないと判断している判決がある。以下で検討する判決では、三当事者以上の中で締結された二つの契約のうち、一方の契約が仲裁条項を含み、他方の契約が仲裁条項を含まない場合が問題となった。

例) 破毀院第一民事部1992年7月16日判決¹³⁵⁾

【事実】 譲渡契約には、仲裁条項が含まれていた。仲裁条項には、契約の履行に関する

133) RTDciv. 2000. 325, obs. J. MESTRE et B.FAGES.

134) PELLÉ (S.), op. cit., p. 465.

135) Civ 1^{re}., 16 juillet 1992, Bull civ. I, n° 316 ; RTDcom. 1993. 295, obs. E. LOQUIN ; Rev. arb. 1993. 611, note Ph. DELEBECQUE ; J.C.P., éd. E., 1992, I, 231, note M. CABRILLAC.

いかなる問題についても仲裁によるとの定めがあった。A（貸主）とB（借主）との間で、消費貸借契約を締結した。買主であり借主であるBは倒産し、Bの保証人Cは、支払いを余儀なくされた。譲渡契約に含まれた仲裁条項は、他の契約にも及ぶのかが問題となった。

【判旨】「仲裁条項の適用は別の契約にまでは及ばない。」「契約当事者でも代理人でもない、BとCとの間で締結された保証契約から生じた紛争に関して、仲裁条項の適用はないとすべきである。」

(ii) 学説

次に、いかなる場合に契約の条項の拡大が認められるかという問題についての学説をみる。契約アプローチからの見解 ((a)) と全体アプローチからの見解 ((b)) に区別して論じる。

(a) 契約アプローチからの見解

契約アプローチからの見解では、見解が分かれている。すなわち、スプーの見解は、契約の相対的効力の原則により、条項の適用の拡大という効果は、二当事者間においてのみ認められるとする¹³⁶⁾。三当事者以上の場合、条項の適用の拡大は、取引に関係した他の契約の内容の変更をもたらす結果となることから、自動的には、許されないとする。しかし、他の見解もある。例えば、カタラ草案(2005年フランス債務法改正草案)においては、1172-2条がある。1172-2条1項や1172-2条2項では、他の契約当事者が契約締結時に認識していた場合、あるいは他の異なる意思表示をしていない場合、仲裁条項は、全体を構成するある契約に組み込まれると、他の契約にもその適用を拡大することがある、とする。

(b) 全体アプローチからの見解

全体アプローチからの見解は、全体の存在は、全体を構成するある契約から別の契約への仲裁条項の適用の拡大を説明することができるとする。全体を構成する契約のうち一つの契約の当事者は、自己の契約に仲裁条項が置かれた場合、他の契約の当事者に、仲裁条項についての情報を提供する義務を負う、とする¹³⁷⁾。

136) SEUBE (J.-B.), op. cit., p. 356.

137) PELLÉ (S.), op. cit., p. 475.

Ⅲ 考察

以下では、Ⅰ章において指摘した十分にまだ議論されていない三つの問題点について、Ⅱ章で検討をしたフランスにおける相互依存関係理論の進展を参照しつつ、検討する。それぞれの問題点について以下では検討していく。まず、Ⅰ章において指摘した第二の問題点に関連して、全体とは何かについて検討する(1)。次に、Ⅰ章において指摘した第一の問題点と第三の問題点に関連して、契約アプローチと全体アプローチとの異同について検討する(2)。

1 「全体」の再構成

(1) 概観

契約アプローチや全体アプローチにおいて認められる、全体とは何か。全体に関する分析を、二当事者の場合(2)と三当事者以上の場合(3)に区別して論じる。

(2) 二当事者の場合

二当事者の場合について、全体に関する分析を、日本法((i))とフランス法((ii))に区別しながら行う。その後、考察をする((iii))。

(i) 日本法の検討

日本法においては、Ⅰ章で検討した具体例では、取引の実現に向けて、複数の契約が締結される場合、二個以上の契約を認めると同時に一個の契約も認める裁判例・学説がある。これらの場合において、ほとんどの場合、二個以上の契約を包摂するものは、契約と解されていた。例えば、前掲・最判平成8年について、学説では、「その形式は甲契約及び乙契約といった二個以上の契約」とか「契約を締結した目的が全体としては達成されない」といった判決表現から、「枠契約」と「支分的契約」の枠構造を想定するのが有益と考える説¹³⁸⁾がある。また、不動産の小口持分の売買契約とその持分の賃貸借契約に関する、前掲・東京高判平成5年では、全体契約の中に二つの部分契約があるとしているように読めると解

138) 河上・前掲注4)判評470号175頁。

する見解がある¹³⁹⁾。この見解によると、取引目的に沿って全体が一つの契約であると構成される。

(ii) フランス法の検討

フランスでは、複数の契約を包摂するものとして、全体を考えている。Ⅱ章では、それぞれの場面で全体が肯定されている。Ⅱ章から分かることは、全体は、日本法よりも多義的であるということである。契約アプローチによる見解 ((a)) と全体アプローチによる見解 ((b)) に区別して、それぞれの全体に対する見解について、以下検討をする。

(a) 契約アプローチによる見解

フランス法において、二当事者の場合に、全体が認められる場合がある。全体に関する用語も多様である。学説ではあらゆる場面において、全体を枠契約とする説がある。全体を枠契約と考える、マルマユは次のように述べる。典型的に複数の契約によって実現される作用があらかじめ決定されている場合がある。このような場合、いかなる契約が締結されるかはあらかじめ決定されている。ここでは、複雑な経済的目的 (objectif économique complexe) を枠契約の目的は示すこととなる¹⁴⁰⁾。両当事者は二つの契約に関係を認める¹⁴¹⁾。枠契約は、複数の契約の他にさらにその上に存在する¹⁴²⁾。通常二当事者の間に複数の契約が締結されたからといって、それぞれの契約が影響し合うとは限らない。契約当事者は、契約の自由や意思自治の原則に従い、黙示的な場合もあるが、合意によって複数の契約を結びつけることが可能である。合意がなければ、枠契約は成立しない。枠契約のコースは、それぞれの契約当事者がなぜ契約を締結するに至ったかという、契約締結の目的を示す¹⁴³⁾。

139) 北村・前掲注4)「判批」別冊ジュリ民法判例百選Ⅱ債権〔第五版新法対応補訂版〕100頁。

140) MARMAYOU (J.-M.), op. cit., p. 457 et p. 505.

141) MARMAYOU (J.-M.), op. cit., p. 457.

142) MARMAYOU (J.-M.), op. cit., p. 457. しかし、このような、複数の契約がある場合に枠契約を認めるマルマユは、その博士論文の表題が示すように、二人の当事者のみの場合について検討をしているに過ぎない。このマルマユの見解は二当事者間のみにおいて通じるものであるとする見解は、PELLÉ (S.), op. cit., p. 185.

143) MARMAYOU (J.-M.), op. cit., pp. 475-480.

次に、判例を検討する。判例については、全体の存在を認めた判決があった¹⁴⁴⁾。問題となったそれぞれの契約は、不動産の管理に関する管理契約と将来の不動産の買主との交渉に関する委任契約であり、破産院は、契約上の不可分な全体 (ensemble contractuel indivisible) を構成する経済的作用 (la même opération économique) となるとしている。

さらに、これらの判例を評釈した見解は、積極的に契約上の不可分な全体に法的な意義を認めようとしている。しかし、これらの判決では、その内実は明らかにはなっていない。

(b) 全体アプローチによる見解

全体アプローチによる見解は、一つしか今までのところ存在しない。全体アプローチによると、全体は、二つ以上の契約が関係しあった債権債務関係としている。全体アプローチは、全体 (ensemble) とは、複数の給付の関連に基づいた経済的な作用であるとする¹⁴⁵⁾。そして、次のように述べる。全体は、それぞれの契約に依存し、それぞれの契約は全体に依存し、給付の関連は当事者が望んだ全体を生むこととなる¹⁴⁶⁾。しかし、それぞれの契約はお互いに融合し合い、大きな一つの契約 (super contrat unique) となるわけではない。

(iii) 考察

全体とは何か、ここで明らかにする必要がある。フランスにおける相互依存関係理論の進展では、しばしば、それぞれの場面で全体が肯定されている。そこで、全体とは何かを考察するには、まず、全体を法的なものと考えなければならない場合 ((a)) と全体を法的なものと考えない場合 ((b)) があると考えられる。それぞれの場合について、以下では検討していく。

(a) 法的なものと考える場合

全体を法的なものと考えるときには、さらに、いくつかの場合が考えられる。

144) Civ 1^{re}., 13 novembre 2003, D. 2004, 657 et s., note I. NAJJAR, précité ; Civ 1^{re}., 16 novembre 2004, Inédit, précité.

145) PELLÉ (S.), op. cit., p. 28.

146) PELLÉ (S.), op. cit., p. 252.

全体は、契約である場合や債権債務関係である場合がある。全体が契約として評価されるには、まず、その前提として、そもそも契約の成立の認定をどのように捉えるかを考えなければならない。契約成立時における、当事者の合意や当事者による契約書をどのように考えるかを考える必要がある。さらには、契約の観念はどのように捉えるかについても問題としなければならない。問題となった契約が社会的にどの程度普及したものであるのか、十分に社会において認知されているか否かも重要である¹⁴⁷⁾。二当事者の場合、三当事者以上の場合よりも、全体は契約であると認められやすい。二当事者の場合、当事者は明らかである。当事者は、一定範囲において、契約の内容や形式を自由に定めることができる。

全体が債権債務関係として評価される場合も考えられる。全体とは何かということについて、フランス法では、全体アプローチによる見解は、あらゆる場合において、二つ以上の契約が関係しあった債権債務関係とする¹⁴⁸⁾。しかし、あらゆる場合において、全体アプローチによる見解のように、全体は二つ以上の契約が関係しあった債権債務関係とするのは妥当ではない。二つ以上の契約が関係しあった債権債務関係とする考えが妥当するのは、限られた場面においてのみである。例えば、全体の目的達成のために、ある契約の給付と別の契約の反対給付との対応が問題となったような場合のみである。例えば、II章で検討した、前掲・破毀院第一民事部1993年3月3判決¹⁴⁹⁾がある。この判決では、1フランとされた不動産の売買契約が問題となった。この売買契約のほか同一当事者の間では債務引受けがなされた。給付の欠如した売買契約が問題となった。通常ならば、この売買契約は無効となるはずである。しかし、全体の中で対応した反対給付が認められた結果、この契約は有効となった。このように、取引を構成したある契約の債務の反対給付が全体において検討される場合、全体は法的なものと考えられ

147) 金山・前掲注23)民研512号53頁によれば、複数の契約が同一の運命を辿るべきであるとする、概念的にはそれら全体を一つの契約として認識すべきだという立場がありうるとする。それは、結局、法律行為の要素、すなわち、広義の契約目的によってどの範囲の権利義務が結びつけられ相互に拘束関係に置かれているのかを決定し、その範囲で一つの契約を認識すべきだという立場であるとする。

148) PELLÉ (S.), *op. cit.*, p. 39.

149) Civ3^e, 3 mars 1993, Bull civ. III, n° 28, précité.

うる。契約アプローチは、次のような見解を示す。すなわち、ここでは、土地の売買契約と債務の引受けは、一つの不可分な全体 (ensemble indivisible) を構成している¹⁵⁰⁾。ここでは、均衡の評価が問題となっている。そして、一つの不可分な全体 (ensemble indivisible) は、均衡の評価に役立っている。給付の均衡は、全体との比較によって、評価される¹⁵¹⁾。全体アプローチも次のように述べる¹⁵²⁾。全体の中で反対給付は検討される。この場合、全体は法的なものと考えられる。

(b) 法的なものと考えない場合

全体を法的なものと考えない場合がある。二当事者の場合について、II章では、いくつかの場面を検討した。これらの場面において、全体を法的なものと考えない場合とはどのような場合であろうか。三つの場合が考えられる。全体を法的なものと考えない場合には、取引の目的を示す場合 (i))、経済的同一性を示す場合 (ii))、契約の目的を示す場合 (iii)) がある。以下それぞれ順に検討していく。

i) 取引の目的を示す場合

まず、全体が取引の目的を示す場合がある。ここでの取引の目的は、取引が実現されるという、取引の到達点を示すこととなる。すなわち、複雑化した取引を実現するために、全体が全体の当事者に何らかの義務を求める場合がある。例えば、II章の具体例の中には、契約の効力の制限の場合がある。全体を考慮して、当事者に契約を終了する自由を制約した。この場面の具体例である前掲・破毀院商事部1998年10月27日判決では、三つの契約が不可分な全体 (ensemble indivisible) を構成し、許諾者のフォートは三つの契約による不可分な全体との比較により、肯定されている。前掲・パリ控訴院1988年7月13日判決では、「濫用的な終了か否かの判断は、個々の契約においてではなく、不可分な全体 (ensemble indivisible) を通じて判断される¹⁵³⁾。」とする。全体の目的達成のために締結された契約の場合、契約当事者のフォートは個々の契約においてではなく、全体を通じて検討される。このような誠実ではない当事者の態度は、全体の実現とは矛盾した行為と

150) SEUBE (J.-B.), *op. cit.*, p. 324.

151) MARMAYOU (J.-M.), *Remarques sur la notion d'indivisibilité des contrats*, *RJcom.*, 1999, p. 297.

152) PELLÉ (S.), *op. cit.*, p. 357.

153) SEUBE (J.-B.), *op. cit.*, p. 369.

される。そして、当事者は、信義則により、不誠実であるとの評価を受ける。他には、契約の譲渡の場合が具体例となる。契約の譲渡の場合、特に、全体アプローチによる見解は、全体を考慮しながら、積極的に譲渡人、譲受人に義務を負わせている。例えば、全体を構成する一つの契約のみを譲受人に譲渡することや、全体の存在を知らせずに全体を譲受人に譲渡することについて、譲渡人に責任を認める。譲受人にも信義則による義務を認める。全体を知っていた場合に知らないと主張することはできない。このような場合、全体は、取引の目的を示す。

ii) 経済的同一性を示す場合

次に、全体は、経済的同一性を示す場合がある。全体は個々の契約に経済的に同一の処理を求める場合がある。このような場合にも、全体は、法的なものとする必要はない。例えば、Ⅱ章の具体例の中には、契約の条項の適用の拡大がある。全体は個々の契約に経済的同一性を求める。それぞれの契約について、同一の処理を要求する。さらに、契約の終了の場面がある。契約アプローチによっても、全体アプローチによっても、二当事者の場合、全体が無効となり消滅した場合、ある契約が無効となり、別の契約も無効となる場合があるとする。ここでは、全体は、同一の処理を要求する。また、ある契約の更新は別の契約の更新を認めることがある。ここにおいて、全体は全体を構成する個々の契約の更新について、統一的な処理を求める。このように、統一的な処理が求められる理由の背景には、まだ全体の実現がなされていないことがある。

iii) 契約の目的を示す場合

さらに、全体は、契約の目的を示す場合がある¹⁵⁴⁾。取引の実現に必要な複数の契約が締結された場合、それぞれの契約には目的がある。なぜ契約当事者が各契約を結ぶに至ったのかということがここでは問われる。そして、全体は、取引の実現に必要な複数の契約が締結された場合、それぞれの契約の目的を結びつける働きを持つ。ここでの全体は、これらの目的の密接な結びつきを示す。Ⅱ章の判例で検討したいくつかの判決は、このような具体例を示している。例えば、前掲・破毀院第一民事部2003年11月13日判決、前掲・破毀院第一民事部2004年

154) LUCAS-PUGET (A.-S.), Essai sur la notion d'objet du contrat, LGDJ., 2005, pp. 270-277 ; MARMAYOU (J.-M.), Remarques sur la notion d'indivisibilité des contrats, op. cit., p. 297.

11月16日判決である。これらの判決では、不動産の管理に関する契約と不動産の売買の交渉に関する契約が問題となった。前掲・破毀院第一民事部2003年11月13日判決は、「契約上の不可分な全体 (ensemble contractuel indivisible) を構成する経済的作用 (la même opération économique) を目指してこれらの相互依存関係にある契約は締結されたものであると判断することが可能であった。」とした。また、前掲・破毀院第一民事部2004年11月16日判決は、「…これらの契約は相互依存関係にあり、契約上の全体 (ensemble contractuel indivisible) を構成する経済的作用であると判断することができた。」とした。これらの判決では、複数の契約がどのような目的によって締結されたのかを示すものとして、全体は用いられている。これらの目的を結びつける働きを全体は示している場合、全体は、法的なものである必要はない。

(3) 三当事者以上の場合

三当事者以上の場合についても、契約アプローチや全体アプローチにおいて認められる、全体とは何かが問題となる。全体に関する分析を、日本法 ((i)) とフランス法 ((ii)) に区別しながら検討をする。その後、考察をする ((iii))。

(i) 日本法の検討

日本法においては、I章で検討した具体例では、取引の実現に向けて、複数の契約が締結される場合、二個以上の契約を認めると同時に一個の契約も認める裁判例・学説がある。これらの場合において、ほとんどの場合、二個以上の契約を包摂するものは、契約と解されていた。例えば、次のような具体例がある。第三者与信型消費者信用取引において、不可分一体説がある。この学説は、全体として一つの契約を考えた説である。裁判例では、前掲・松江簡判昭和58年9月21日がある。

別の例として、芸娼妓契約がある。稼働契約部分と消費貸借契約部分とを不可分なものとして扱った、前掲・最判昭和30年がある。この判決は、「契約の一部たる稼働契約の無効は、ひいて契約全部の無効を来すものと解するを相当とする。」としている。この判決について、全体を一つの契約ととらえる論理に立っている

と解することが可能であるとする説がある¹⁵⁵⁾。

(ii) フランス法の検討

フランス法では、複数の契約を包摂するものとして、全体を考えている。II章では、それぞれの場面で全体が肯定されていることがある。全体は、日本法よりも多義的である。契約アプローチによる見解 ((a)) と全体アプローチによる見解 ((b)) が、それぞれ学説や判例において、全体についての見解を示している。それぞれの全体に対する見解について、以下検討をする。

(a) 契約アプローチによる見解

契約アプローチによる見解では、三当事者以上の場合でも、全体について学説には様々な見解がある。全体に関する用語も多様である。全体について、学説には次のような見解がある。契約アプローチから、プロは次のように述べる。全体の内実について、全体は三人の契約当事者による一つの大きな契約ではない。一つの大きな契約とする考えは受け入れがたいものである。なぜならば、全体を一つの大きな契約と考えると、個人主義の考えが消滅されるからである¹⁵⁶⁾。このことは、契約の相対効に関する規定である民法1165条に違反する。さらに、現実に沿ったものとは思われない。三人の契約当事者は同一の作用に参加をし、みな他のあらゆる契約当事者に対して権利義務を負うとしているわけではない¹⁵⁷⁾。二当事者の場合とは異なり、三当事者以上の場合については枠契約とする論者はいなかった。三当事者以上の場合も同様、学説は抽象的なレベルの分析にとどまる見解が多い。判例においても、しばしば全体が肯定されたが、その議論も抽象的なレベルにとどまるものである。

(b) 全体アプローチによる見解

全体アプローチによる見解では、学説では、二つ以上の契約が関係しあった債権債務関係とする説のみがあった¹⁵⁸⁾。次に、判例を検討する。三当事者の場合、

155) 山本・前掲注4)48頁。

156) BROS (S.), *op. cit.*, p. 158.

157) BROS (S.), *op. cit.*, p. 227.

158) PELLÉ (S.), *op. cit.*, p. 28.

判例では全体の内実について明確に言及した判決がある。前掲・破毀院商事部 1996年10月15日判決¹⁵⁹⁾である。この判決では、破毀院は、「以上の事実から、B社とC社は協力関係にあったといえる。B社とC社との間には委任契約が存在していた。以上の考察により、控訴院は、B社とA、C社とAの間の複数の契約は、全体 (opération globale) としての取引を構成し、全体としての取引は、相互に依存した権利義務関係 (générant des droits et obligations interdépendants) を構成する…」としている。このように、破毀院は、同一の書類によって作用の中心人物によって複数の契約は締結されたことなどの事実を分析し、相互に依存した権利義務関係によって構成された全体の存在を認めた。

(iii) 考察

全体とは何かという問題についてここで明らかにする必要がある。全体を法的なものとする必要がある場合 ((a)) と全体を法的なものとする必要がない場合 ((b)) がある。

(a) 法的なものとする場合

二当事者の場合と同様、三当事者以上の場合でも、全体が契約として評価されるには、その前提として、そもそも契約の成立をどのように認定するかを考える必要がある。契約成立時における、当事者の合意や当事者による契約書をどのように考えるかについて検討をしなければならない。さらには、契約の観念はどのように捉えるかについても問題としなければならない。契約が社会的にそれとして独自性の持ったものとして十分認知されているか否かも重要な要素となる。フランスにおいては、三面契約を認める見解はない。二当事者の場合と比較すると三当事者以上の場合のみ、契約ではないと明言する説があった。全体とは何かについて、様々な見解があったが、いずれの説も抽象的なレベルにとどまるものである。

全体アプローチからの見解では、学説においては、二つ以上の契約が関係しあった債権債務関係とする説のみがある¹⁶⁰⁾。全体アプローチからの見解は、売

159) Com., 15 octobre 1996, R.J.D.A., 1997, 1, précité.

160) PELLÉ (S.), op. cit., p. 252.

買契約上の目的物引渡債務と消費貸借契約上の立替払債務との間に牽連関係があることを考え、あらゆる場合において、全体は、二つ以上の契約が関係しあった債権債務関係とする。しかし複数の契約が取引の実現に向けて締結された場合、両契約から生じる債権債務関係には、契約の目的と照らし合わせて、一定の債務負担をもたらす原因がある。従って、このような問題を扱う場合においてのみ、二つ以上の契約が関係しあった債権債務関係とする説は妥当するとすべきである。あらゆる場合について、二つ以上の契約が関係した債権債務関係としている点で、この見解は問題である。

(b) 法的なものと考えない場合

全体を法的なものと考えない場合がある。三当事者以上の場合について、II章では、契約の終了、新たな義務の発生、条項の適用の拡大の場面を検討した。これらの場面において、全体を法的なものと考えない場合とはどのような場合であろうか。三つの場合が考えられる。取引の目的を示す場合(i)、経済的同一性を示す場合(ii)、契約の目的を示す場合(iii)がある。以下それぞれの場合についてみていく。

i) 取引の目的を示す場合

全体が取引の目的を示す場合がある。取引の目的とは、取引の実現のことを指す。例えば、全体に矛盾した行為をしてはならないことを当事者に要求することがある。II章の具体例に、新たな義務の発生場面がある。ここでは、前掲・破毀院商事部2000年2月15日判決¹⁶¹⁾を分析した。この判決では、広告契約とリース契約が問題となった。全体の実現に向けて広告契約とリース契約が締結されたが、広告契約には、広告契約とリース契約は相互に依存関係はないとした条項が含まれていた。このような場合、破毀院は、この条項の適用を、全体の実現という目的に反するとの理由により、認めなかった。この場面では、全体は、当事者に信義則上、全体の実現に矛盾した条項を契約に組み込むことをしないように促しているといえる。このように、全体の実現を妨げないことを、全体が当事者に要求する場合、全体は取引の目的 (la finalité d'une opération contractuelle) を

161) Com., 15 février 2000, Bull. civ. IV, n° 29, précité.

示しているものといえる¹⁶²⁾。

ii) 経済的同一性を示す場合

次に、全体は経済的同一性を示す場合がある。全体は個々の契約に経済的に同一の処理を求める。全体がこのような要求をする場合にも、全体は、法的なものとする必要はない。例えば、二当事者の場合と同様、仲裁条項の適用の拡大の場面である。全体は個々の契約に同一の処理を求める。さらに、契約の終了の場面がある。三当事者以上の場合でも、全体が無効となった場合、取引の実現のために締結された契約が無効となり、別の契約も無効となる場合がある。ここでも、全体により同一の処理が要求されている。

iii) 契約の目的を示す場合

取引の実現に必要な複数の契約が締結された場合、それぞれの契約にはそれぞれの契約目的がある。例えば、第三者与信型消費者信用取引における顧客は、与信契約を当該供給契約の代金を立て替えてもらうために締結する。第三者与信型消費者信用取引における与信者は、与信契約の成立が有効な供給契約の成立を前提とするようなシステムを作り出すことによって、供給者との共同利益を達成できるように与信契約を締結する。このように、それぞれの当事者は、全体において、自己が享受できる利益を追求するという目的を持ってそれぞれの契約を締結する。

そして、全体では、これらの取引の実現に必要な複数の契約が締結された場合、それぞれの契約の目的は結びつけられる。ここでの全体は、これらの目的の密接な結びつきを示す。いくつかの具体例がある。まず、前掲・破毀院商事部1991年1月8日判決¹⁶³⁾では、コンピュータの売買契約とソフトウェアの売買契約が問題となり、この判決では、これらの契約は、不可分な全体としてのシステムを形成することを明らかにしている。前掲・破毀院商事部2001年6月12日判決¹⁶⁴⁾では、事務所の賃借権の譲渡と事務所における再販売を目的とした衣料品の販売契

162) MEILHAC-REDON (G.) et MARMOZ (F.), Cause et économie du contrat, un tandem au service de l'interdépendance des contrats, petites affiches, 29 décembre 2000, pp. 15-16.

163) Com., 8 janvier 1991, Bull civ. IV, n° 20, précité.

164) Com., 12 juin 2001, R.J.D.A., 2001, 1173.

約の関連性が取り上げられた。破毀院商事部は、これらの契約について、統一的作用を形成していることを認めている。前掲・破毀院商事部1995年4月4日判決では¹⁶⁵⁾、広告契約とリース契約について、「賃貸人は、…コミュニケーションのネットワークの全体 (ensemble complexe) の構成に関与している…これらの事実により控訴院は、借主の貸主との間の契約と別の者との間の契約は、関連が認められる、と正当に判断した。」とされた。さらに、前掲・破毀院商事部2006年4月4日判決では、ガスの供給契約と病院の機関室の利用契約の事案であった。破毀院商事部は、「二つの契約は不可分な契約上の全体 (ensemble contractuel indivisible) を構成する」としている。

これらの具体例はいずれも、全体はそれぞれの契約の目的のつながりを示している¹⁶⁶⁾。いかなる理由によってそれぞれの契約は締結されたかが問題となり、これらの契約の目的が密接に結びついていることを示すものとして、全体は用いられている。ここでも全体は法的なものではない。

2 「相互依存関係」の再構成

(1) 概観

一つの取引の実現に向けて、複数の契約が締結された場合、いかなる具体的側面が問題となるかをⅡ章では検討した。それぞれの場面について、契約アプローチ、全体アプローチに区別しながら論じた。それぞれのアプローチの法律構成や結論の相違について、二当事者の場合 ((2)) と三当事者以上の場合 ((3)) と区別しながら、以下では考察する。

(2) 二当事者の場合

(i) 概観

一つの取引の実現に向けて、複数の契約が締結されたとき、いかなる場合において、契約アプローチと全体とアプローチの違いは認められるであろうか ((ii))。

165) Com., 4 avril 1995, Bull. civ. IV, n° 115 et n° 116, précité.

166) MARMAYOU (J.-M.), Remarques sur la notion d'indivisibilité des contrats, op. cit., p. 297.

また、契約アプローチと全体アプローチに違いがない場合はいかなる場合であろうか (iii)。それぞれの場合を順に検討する。

(ii) 両アプローチの違いがある場合

契約アプローチと全体アプローチに違いが出たのは、契約の譲渡の場面 ((a))、契約の終了の場面 ((b)) である。それぞれの場合に区別して論じる。

(a) 契約の譲渡の場面

まず、契約の譲渡について、論じる¹⁶⁷⁾。取引の実現に向けて複数の契約が関連する場合、取引の実現の途中で、契約の譲渡は行われる。従って、譲渡人は、自由に契約を譲渡することはできない。なぜならば、譲渡人の契約の譲渡は、取引の実現を妨げることとなってはならないからである。このように、複数の契約が取引の実現に関与する場合、単一の契約の場合とは異なる配慮が必要となる。

全体アプローチからは、複数の契約の締結が取引の実現に必要な不可欠な場合、譲受人の地位も重要となる。なぜならば、譲渡人が譲渡する契約は、全体を構成する一つの契約のみであることもある。また、譲受人は全体を構成する一つの契約のみを譲渡されることを望むこともある。以上により、全体アプローチは、債務者の同意のみならず、譲受人の認識が特に必要であるとする。この要件は、譲受人の地位の安全性と自由を確保するために設けられたものであるとする。また、全体の有用性の存続の要請にも答えるものであるとされる。複数の契約の譲渡の場合、さらに、全体アプローチは、より積極的に当事者に全体の実現に関する義務を認める。全体アプローチは、次のように述べる。複数の契約が締結される場合、譲渡人の状況を考える必要がある¹⁶⁸⁾。譲渡人はある契約の当事者であると共に全体の当事者でもある。そして、契約を譲渡したという意味は、譲渡人は、この全体についての当事者の地位を放棄し、この全体の実現の参加を途中でやめることを決意したことを意味する。従って、契約の譲渡は、全体の実現について、譲渡人に、そこから安易に逃れる手段となってはならない。譲渡人は、全体に関与するあらゆる契約当事者に契約を終了させるというリスクを負わせる。

167) 野澤・前掲注61)218頁。

168) PELLÉ (S), *op. cit.*, p. 376.

このような譲渡人の奇異な地位を考えると、通常よりもより様々な義務を譲渡人に負わせる必要があると考えられる。例えば、譲渡人は、全体の存在について、譲受人に対して、知らせる義務を負う必要がある。このような全体の存在を知らせる義務を怠った場合については、その責任が問われることとなる。また、ある一つの契約のみが譲渡されたとき、譲渡人が、全体に関係する他のあらゆる当事者に対して、責任を負うことも考えられる¹⁶⁹⁾。すなわち、全体が譲渡されず、ある契約のみが譲渡されると、全体が消滅する。このような場合、全体の消滅により、他の契約が消滅する。ある一つの契約のみを譲渡したとき、全体に関係する、他のあらゆる当事者に損害を被らせることとなる。以上から、譲渡人は、全体の存在を明らかにすることなく、全体の譲渡をすることについて、あるいは、一つの契約を譲渡することによって、全体の実現を不可能にすることについて、責任を逃れることはできない。譲受人も、信義則に基づき、誠実な義務を負う。特に全体の存在について知っていたのであれば、全体の存在について文句を言うことはできない¹⁷⁰⁾。全体アプローチは、以上のように述べ、譲渡人や譲受人に積極的な義務を負わせる。

契約アプローチは、複数の契約が譲渡された場合、このように様々な義務を譲渡人や譲受人に求めることはない。複数の契約の譲渡にどのような要件が必要かについては、債務者の承諾を要求する説や譲受人の同意を考慮する説がある。

このように、契約アプローチよりも全体アプローチは、全体の実現が途中で不可能になることがないように、また、より積極的に全体の実現が可能となるように、あらゆる当事者に積極的な信義則に基づく義務を負わせている。

(b) 契約の終了の場面

次に、契約の終了の場面について述べる。契約の終了については、三当事者以上の場合においても同じ問題があることから、ここでは、最小限に契約アプローチと全体アプローチの見解について言及するにとどめる。この問題について、第一の消滅事由は何であれ、第二の消滅事由は必ず失効とする見解がある。これは、契約アプローチによる見解である。また、全体アプローチは、全体を考慮し

169) PELLÉ (S.), op. cit., p. 375.

170) PELLÉ (S.), op. cit., p. 377.

た消滅事由の決定をしている。消滅事由の決定方法については、ある契約の消滅は全体の消滅を導き、その結果、他のあらゆる契約の消滅も導くという思考方法を採用する。全体アプローチは、複数の契約の終了の場合、全体の実現はもはや不可能であり、複数の契約は終了されるが、複数の契約は統一的な処理がなされる必要性はないとする。

(iii) 両アプローチの違いがない場合

契約アプローチからも、全体アプローチからも同じ法律構成や結論となる場合について、ここでは言及をする。同じ法律構成や結論になる場合とは、契約アプローチの優位性が見受けられる場合、全体アプローチの優位性が見受けられる場合、がある。すなわち、前者においては、全体アプローチは、全体アプローチには説明の方法として限界があり、結局のところ、契約アプローチと同じ思考方法を採用し、契約アプローチと同じ結論に達している場面のことをいう。後者においては、契約アプローチは、契約アプローチには説明の方法に限りがあり、そこで、全体アプローチと同じ思考方法を求め、全体アプローチと同じ結果を出す場面のことをいう。

契約アプローチの優位性が見受けられる場合 ((a))、全体アプローチの優位性が見受けられる場合 ((b))、それぞれの場合について、順に検討をしていく。

(a) 契約アプローチの優位性

契約アプローチの優位性が認められる場合として、契約の終了の場面がある。契約の終了の場面は、両アプローチに違いがない場合でも、取り上げた。ここでは、契約の終了の場面の中でも、特に、全体そのものが無効となる場合について言及する。契約アプローチも全体アプローチも、このような場合について、全体の無効を認め、その結果、全体を構成するあらゆる契約の無効を導くことを認める。全体アプローチは、消滅事由の決定方法については、ある契約の消滅は全体の消滅を導き、その結果、他のあらゆる契約の消滅も導くという思考方法を採用する。このような、全体を介した複数の契約の消滅事由の決定方法は、全体そのものが無効になる場合には適用されない。この場合、不法な目的もしくは不法な原因により、全体は無効となる。ここでは、無効となった全体は、全体を構成す

る契約について、統一的な処理を求めている。

契約アプローチの優位性が認められる場面として、他には、条項の適用の拡大の場面がある。全体アプローチによっても、契約アプローチによっても、二当事者の場合、仲裁条項の適用の拡大を認めている。判例も、仲裁条項の適用の拡大について、好意的である。ここでは、直接的に、全体を構成するある契約の条項の効力は他の契約にも及ぶかという問題が問題となった。紛争解決の方法について、関係した契約について、一貫した処理が求められる場面である。この場合、全体の存在を肯定しつつ、ある契約から別の契約へ条項の効力の拡大が認められる場面であり、契約アプローチの優位性が認められる。

最後の具体例として、契約の更新の場面がある¹⁷¹⁾。契約の更新の場合、全体の実現が要請されているとき、契約アプローチによっても、全体アプローチによっても、ある契約の更新は別の契約の更新を認める。ここにおいて、全体は全体を構成する個々の契約の更新について、統一的な処理を求める。このように、統一的な処理が求められる理由の背景には、まだ全体の実現がなされていないことがある。しかし、契約の更新の場面においては、もはや全体が実現されたものとみなされることもある。この場合、全体が実現された以上は、ある契約の更新は必然的に別の契約の更新を導くものではない。当事者は全体からそれぞれ逃れる自由がある。従って、全体の実現がなされたと確定される場面では、再度全体の実現のために契約を更新するか、あるいは個々の独立した契約として更新するか、それぞれの当事者はその選択に自由を持つ。

これらの三つの場合における共通点は、全体が個々の契約に統一的な処理を求めている場合ということである。このような場合、契約アプローチの優位性が認められる。

(b) 全体アプローチの優位性

全体アプローチの優位性の具体例として、まず、コースがなく無効とされるべき契約の存続の場面がある。前掲・破毀院第一民事部1993年3月3日判決は、一つの締結された契約としてみるならば、コースが欠如するため、無効である売買

171) 契約の更新については、中田裕康「契約における更新」平井宜雄先生古稀記念論文集『民法学における法と政策』313頁以下（有斐閣、2007）。

契約が、全体として考えるならば、有効な契約であると判断した判決である。この場面について、売買契約は無効か有効か判断されるには、まず全体との関係によって判断されなければならない。契約アプローチは、この判決に対する評価の中で、もはや、契約アプローチに依拠しながら検討をすることを断念している。すなわち、スーブは、「二つの契約は一つの不可分な全体 (ensemble indivisible) を構成している¹⁷²⁾。ここでは、均衡の評価が問題となっている。そして、一つの不可分な全体 (ensemble indivisible) は、均衡の評価に役立っている。給付の均衡は、全体との比較によって、評価される。」として、全体アプローチに依拠した見解を示している。全体アプローチも同じように、「売買契約は無効であるか否かは、作用の全体によって判断される¹⁷³⁾。このように、全体におけるある契約の内部においてのみ、反対給付は探されるのではなく、作用の全体中において探されるべきである。それぞれの契約の反対給付は契約の内側ではなく外側にもある。」と述べている。契約と契約の相互の直接的な関係を考えるのではなく、全体アプローチのほうが、よりこの場面の実態に即した構成であると考えられる。

全体アプローチの優位性の具体例として、他には、契約の効力の制限の場面が考えられる。具体例として検討した判決では、期間の定めのない契約もしくは期間の定めのある契約が締結された。そして、契約の履行の段階における当事者の誠実性が問題となった。これらの判決では、それぞれの契約のみから検討すれば、それぞれの契約当事者は誠実な履行をしていると判断されるが、全体との関係からは、誠実な履行をしていないこととなることが問題となった。契約アプローチを主張するスーブは、契約アプローチはもはやここでは、実態に即した説明をすることができないとする。そして、スーブの見解は、このアプローチの限界を示している。スーブは、個々の契約ではなく、個々の契約によって成立する全体 (tout) を検討することを通じて、履行の段階における信義則の評価はなされるとする。スーブは次のように述べる。「ここでは、個々の契約のみで考えるならば、それぞれの契約は信義誠実に履行がなされているが、不可分な全体との関係からすると、当事者は信義誠実な履行をしていないと判断される¹⁷⁴⁾。前掲・

172) SEUBE (J.-B.), *op. cit.*, p. 324.

173) PELLÉ (S.), *op. cit.*, p. 355.

破産院商事部1998年10月27日判決では、三つの契約が不可分な全体 (ensemble indivisible) を構成し、許諾者のフォートは三つの契約により構成される不可分な全体との比較により、肯定されている。前掲・パリ控訴院1988年7月13日判決では、濫用的な終了か否かの判断は、個々の契約においてではなく、不可分な全体 (ensemble indivisible) を通じて判断される¹⁷⁵⁾。」とする。スーブの見解は、全体アプローチによる見解である。全体アプローチは、「それぞれの個々の契約は全体の作用によって制限的な効力しかもたないことになる。全体の目的達成のために締結された契約の場合、契約当事者のフォートは個々の契約においてではなく、全体を通じて検討される。判事は、契約当事者による契約の終了は濫用であるか否かを判断するために全体を考慮する。契約当事者のフォートは、個々の契約を超えて全体を通して判断された。」とする。このような誠実ではない当事者の態度は、全体の実現とは矛盾した行為であり、不誠実であるとの評価を受ける。そして、誠実さを評価するには、全体を考慮する必要がある。契約アプローチのように、契約と契約の相互の直接的な依存関係を考えるのではなく、全体アプローチのほうが、よりこの場面の実態に即した構成であると考えられる。

以上の二つの具体例には、共通点がある。すなわち、全体は履行の段階であり、全体の実現が期待されている場面である。そして、全体の実現に反する無効な契約もしくは全体の実現を妨げる契約当事者の態度から全体を救済することを試みている場面である。第一の具体例では、無効となるべきところの契約が全体との比較によって有効であると判断されている。そして、第二の具体例では、まだ全体の実現が期待されている場面であるにもかかわらず、全体の実現に矛盾した当事者の行為は、たとえ適切な手続きを踏んだ契約の終了の手法であっても、信義則に反する契約の終了と判断されている。これらの場合に、全体アプローチの優位性が認められる。ここでは、特に、全体における個々の契約の統一的な処理は求められていない。

174) SEUBE (J.-B.), *op. cit.*, p. 366.

175) SEUBE (J.-B.), *op. cit.*, p. 369.

(3) 三当事者以上の場合

(i) 概観

一つの取引の実現に向けて、複数の契約が結ばれた場合、いかなる具体例では、契約アプローチと全体アプローチにおいて、結論もしくは法律構成に違いは認められるであろうか。また、両アプローチにおいて、結論もしくは法律構成について、同一の見解が示されている場面はあるであろうか。三当事者以上の場合、契約の終了、新たな義務の発生、条項の適用の拡大を具体例に挙げた。I章では日本法の裁判例や学説を分析したが、ここで挙げられた具体例については、三当事者以上の場合の具体例は、専ら契約の終了についてであった。以下では、両アプローチの違いがある場合 ((ii)) と両アプローチの違いがない場合 ((iii)) を順に検討する。

(ii) 両アプローチの違いがある場合

契約アプローチと全体アプローチに違いがでるのは、契約の終了の場面である。契約アプローチでは、ここでは、連続的な契約の消滅の問題であるとする。ある契約の終了は他のあらゆる契約の終了を意味する。しかし、全体アプローチからは、この問題は、契約が終了した結果、全体が終了し、その結果他のあらゆる契約が終了するとなる。

ある契約の終了は、取引を構成する他の契約の終了をもたらすことは、日本法でも認められ、そこでは主に複数の契約は同一の消滅事由によって消滅していた。

フランス法において、複数の契約は同一の消滅事由によって消滅しないことは、広範囲の領域において、肯定されている。このような状況において、契約アプローチと全体アプローチは、消滅事由の決定方法の問題 ((a))、相互依存関係の終了後の問題 ((b)) について、それぞれの独自の見解を示している。

(a) 消滅事由の決定方法の問題

契約の終了の問題には、様々な問題があるが、消滅事由の決定方法は契約の終了の問題のうちの一つである。この問題についても、契約アプローチと全体アプローチに違いが見受けられた。

まず、契約アプローチの中にも、見解が分かれ、色々な消滅事由の組み合わせを予定した見解と、それぞれの契約がどのような契約であれ、ある契約の消滅を受けて消滅する契約は必ず失効するとの見解があった。

色々な消滅事由の組み合わせを予定した、プロの見解は、契約の成立段階と契約の履行段階に区別してその消滅事由の決定方法を考える。プロの構成では、履行の段階について、失効を用いる場合がある。第一の契約が継続的な履行が予定されていた場合、第二の契約は、継続的な履行が予定されていた場合であろうと、瞬時の履行を予定していた場合であろうと、失効とする。次に、テシエの見解は、あらゆる場合において、第二の契約は、第一の契約の消滅により、無効となるとする。

そして、スーブの見解は、複数の消滅事由を検討するために、それぞれの契約の性質を分析する作業を、契約の成立の場面と契約の履行の場面に区別して論じる。それぞれの契約はそれぞれの消滅事由によって消滅とする。しかし、このような説明には限界があり、第二の契約が失効する場合があることを認容している。スーブは、失効の不都合も数多く指摘し失効はあらゆる場面に適した消滅事由ではないとも指摘をしている。

また、以上の三つの異なる見解の他に、それぞれの契約がどのような契約であれ、ある契約の消滅を受けて消滅する契約は必ず失効するとの見解があった。

これに対して、全体アプローチは、ある契約の消滅は、別の契約の消滅を導くと考えたのではない。全体アプローチは、次のような手法を考える。まず、ある契約は、無効や解除など、固有の理由を持って消滅する。それぞれの契約は全体の実現に対して必要不可欠なものである。次に、ある契約が消滅するとき、全体は成立の段階である場合か、あるいは、全体は既に履行され始めている場合か、問われなければならない。全体は、まだ、あらゆる契約が成立していない場合、成立の段階と判断される。全体は、あらゆる契約が既に成立している場合、もしくは、いくつかの契約が履行され始めている場合、履行の段階と判断される。全体を成立の段階と考えるか、あるいは履行の段階と考えるかは、実質的に考えなければならない。このように全体についての消滅事由の決定がなされた後に、全体を構成する別の契約の消滅事由は決定される。

全体アプローチをとる利点は次の点である。第一の契約の消滅後、他の契約はその固有の理由により消滅するものではない。第一の契約のみが固有の理由を持って消滅する。他の契約は全体の消滅に影響を受けて消滅するのである。全体の消滅は、あらゆる他の契約の消滅を要求する。他の契約の消滅事由は、全体の消滅事由によって決定される。結果として、複数の契約の消滅事由は、同一である場合もありうるし、同一ではない場合もありうる。

契約アプローチでは、共通して、第一の契約が成立の段階であれば、他の契約も成立の段階であると決定される。そして、第一の契約が履行の段階であれば、他の契約も履行の段階であると決定される。しかし、この考えは実態にはそぐわない。実際は、第一の契約が成立の段階であっても、他の契約は履行の段階であることもある。反対に、第一の契約が履行の段階であっても、他の契約は成立の段階であることもある。このような実態を契約アプローチは説明できていない。従って、様々な不都合が生じ、成立の段階であっても、履行の段階であっても、失効という概念に、契約アプローチは、頼ることになる。この点について、全体アプローチによると、契約アプローチとは異なり、複数の契約のうち、ある契約が成立の段階にあるが別の契約が履行の段階にある場合、もしくは、ある契約が履行の段階にあるが別の契約が成立の段階にある場合があることを考慮しつつ、消滅事由の決定の問題について実態に即した解決が可能である¹⁷⁶⁾。

(b) 相互依存関係の終了後の問題

複数の契約の相互依存関係が終了した後はどのように解すべきか。契約アプローチと全体アプローチはこの問題についても見解が異なる。それぞれの契約の当事者はそれぞれにおいて契約の終了後の問題を処理するという点については、契約アプローチからも全体アプローチからも、あらゆる見解において、認められている。見解が異なるのは次の点である。

176) 日本法でも、複数の契約の終了の場合、前掲・最判昭和30年10月7日、前掲・最判平成8年11月12日、前掲・東京高判平成10年7月29日など、第一の契約が無効となった場合、第二の契約も無効となるとした判決や、第一の契約が解除となった場合、第二の契約も解除となるとした判決が圧倒的に多いが、京都地判昭和59年3月30日(判時1126号84頁)は、供給契約の解除により立替払契約は無効となると判断している。日本法において、失効の概念に肯定的な論者には、例えば、都筑・前掲注47)337頁などがある。

契約アプローチは、相互依存関係の終了後の処理をできるだけ簡単なものにするため、失効を選択することが多い。失効は遡及効がないと原則的には考えられているからである。全体アプローチは、失効に依拠せず、契約の終了後の問題について考察を行っている。全体アプローチは、解除に基づく原状回復義務と無効・取消しに基づく原状回復義務とを統一的な視角の下において検討すべきとしている¹⁷⁷⁾。

全体アプローチは、全体を構成する複数の契約についてそれぞれの消滅事由が決定されるということについて、より実態に即して説明をした見解である。

(iii) 両アプローチの違いがない場合

契約アプローチからも、全体アプローチからも同じ法律構成や結論となる場合について、ここでは言及をする。全体アプローチには、説明としては限界があり、結局のところ、契約アプローチと同じ思考方法を辿ることがある。そして、全体アプローチには、最終的にも、契約アプローチと同じ結論に達している場面がある。この場面のことを契約アプローチの優位性が見受けられる場合という。また、契約アプローチには、限界があり、結局、全体アプローチと同様の思考をし、全体アプローチと同じ結論に至る場面がある。このような場面のことを全体アプローチの優位性が見受けられる場合という。契約アプローチの優位性が認められる場面 ((a)) と全体アプローチの優位性が認められる場面 ((b)) について順にみていく。

(a) 契約アプローチの優位性

契約アプローチの優位性が認められる場面として、まず、契約終了の場面がある。ここで問題となるのは、契約終了の場面の中でも、全体そのものが無効となるときである。契約アプローチからも全体アプローチからも、このような場合、全体の無効を認め、その結果、全体を構成するあらゆる契約の無効を導くことが認められている。全体アプローチは、ある契約の消滅は全体の消滅を導き、その

177) 日本法における、解除後の処理や無効後の処理については、高森八四郎「契約解除の原状回復義務は、不当利得の返還とどういう関係に立つか」椿寿夫編『現代契約と現代債権の展望5』151頁（日本評論社、1990）などを参照。

結果、他のあらゆる契約の消滅も導くという思考方法を提唱する。このような、全体を介した複数の契約の消滅事由の決定方法は、全体そのものが無効になる場合には適さない。全体そのものが無効となる場合、全体を構成する全ての契約は、無効となる。この場合、不法な目的もしくは不法な原因により、全体は無効となる¹⁷⁸⁾。

次に、契約アプローチの優位性が認められる場面として、条項の適用の拡大がある。条項の適用の拡大とは、例えば、仲裁条項の適用の拡大である。条項の適用の拡大は、三当事者以上の場合でも、二当事者と同様、契約アプローチによっても、全体アプローチによっても、認められている。ここにおいては、両アプローチからも結論は同じである。ここでは、複数の契約によって構成される全体の実現において、紛争に関する一貫的な処理が要求される場面が問題であった。

以上の二つの場面を考察したが、契約アプローチの優位性が認められるこれらの場面では、全体そのものが、全体の構成要素であるそれぞれの契約に対して統一的な処理を要求する場面であったことが共通点である。

(b) 全体アプローチの優位性

全体アプローチの優位性が認められる場面の具体例として、新たな義務の発生場面がその具体例となる。三当事者以上の場合でも、全体の実現を妨げるような、契約当事者の矛盾した行為は認められるものではない¹⁷⁹⁾。そこで、全体の実現に反するような当事者の行為についてその矛盾さを判断する場合、全体アプローチのほうがより実態に即した説明ができる。契約アプローチも、全体アプローチと同様、信義則の判断は、全体との比較によって行われるとしている。このように、契約アプローチは、ここでは、そのアプローチに限界を示している。

178) 田村五郎「前借金無効の判決について」新報63巻5号12頁以下(1956)は、前掲・判昭和30年について、芸娼妓契約が消費貸借契約と稼働契約の二個の契約からなると構成し、全体が無効であることから、一方の契約の無効が必然的に他方の契約の無効をもたらすとする。このことを理論づけるための手段として『一体性』理論を主張し、この『一体性』理論は、两部分のいわば統一性を意味するものでなく、単なる接合性を意味するものとする。

179) BÉHAR-TOUCHAIS (M.), Les autres moyens d'appréhender les contradictions illégitimes en droit des contrats, in L'interdiction de se contredire au détriment d'autrui, *Économica*, 2001, sous la direction de M. BÉHAR-TOUCHAIS, p. 95.

前掲・破毀院商事部2000年2月15日判決は、このことを示唆している¹⁸⁰⁾。商人と広告会社との間で広告を流出する広告契約が締結され、商人とリース会社との間で広告を流出するための装置のリース契約が締結されたが、広告会社が広告を流出することを停止したため、商人はリース料の支払いを拒んだという事案である。このような事案において、リース契約には、「賃借人は契約の期間終了まで、たとえ広告契約が履行されずに解除された場合であっても、あるいは広告契約が無効となった場合でも、リース料を支払い続けなければならない」とした、それぞれの契約は別個独立した契約であると解した可分条項が存在していた。この可分条項は全体の実現とは矛盾したものとして適用は認められないとの判断がこの判決ではなされた。この判決によると、全体に関与する当事者が全体の実現を妨げるような条項を契約に挿入することは信義則に反するとの判断が下される。

このように、信義則の役割が契約の履行の場面においても顕著になっていることが分かる。ここでは、全体を考慮しながら、全体の実現に矛盾した当事者の行為は信義則に反するか否かの判断がなされる場合であるといえる。以上の場合に、全体アプローチの優位性が認められる。

日本法においても、信義則により、規範実現レベルでの規制が導入されることがある¹⁸¹⁾。信義則の規範実現レベルの規制は、契約の内容規制にも利用されることを促す。信義則は、もともとは、契約規範自体ではなく、そこから生じる権利義務の調整を旨としていたものである。しかし、信義則はより広範に用いられるようになってきている。例えば、信義則により、不合理の条項が排除されたり、あるべき条項が付加されたりする¹⁸²⁾。このように、信義則の発展は日本法においても指摘できる。

180) STOFFEL-MUNCK (Ph.), L'après-contrat, RDC, 2004, p. 163は、全体を考慮しながら、個々の契約の消滅事由を考えなければならないとする。

181) 信義則については、好美清光「信義則の機能について」一橋論叢47巻2号181頁(1962)、遠藤浩ほか編『民法注解財産法(1)民法総則』[山本敬三] 37頁以下(青林書院、1989)、菅野耕毅『民法の研究Ⅳ 信義則の理論』1頁(信山社、2002)、谷口知平=石田喜久夫編『新版注釈民法(1)〔改訂版〕』[安永正昭] 73頁(有斐閣、2002)。

182) 大村敦志「合意の構造化に向けて—「契約の成立」に関する立法論的考察を機縁として—」『債権法改正の課題と方向』別冊NBL51号31頁(1998)。

IV おわりに

以上の考察から、フランス法による日本法への示唆は、二つの点がある。

第一に、全体の概念については、契約のみならず、多様な見解があったことである。法的な場合として、契約、債権債務関係、がある。法的なものではない場合として、取引の目的を示す場合、経済的同一性を示す場合、契約の目的を示す場合、がある。

第二に、一つの取引を実現するために、複数の契約が用いられうる場合、契約アプローチと全体アプローチがある。そして、それぞれのアプローチはそれぞれ優位性を持つ領域があり、優位性のある領域で各アプローチによる具体的解決が図られるべきであると考ええる。

このように、契約アプローチと全体アプローチの二つのアプローチを軸としながら、一つの取引を実現するために、複数の契約が用いられうる場合の問題点を検討することには、様々なメリットがある。具体的には、新たな見解（例えば、2005年フランス債務法改正草案）や今後新たな問題となりうる場面の占める位置やその課題が明瞭になる。また、それぞれのアプローチが妥当する場面について、それぞれの場面に通用する共通規範を提示できることから、個別具体的な問題について、より妥当な解決への道筋を考えることにも資する。

残された問題の一つとしては、コース理論がある¹⁸³⁾。全体アプローチによるペレの研究では、客観的コースや主観的コースを全体レベルで考えることが提唱されている。また、契約アプローチによるテシエの研究では、客観的コースや主観的コースを考えるのではなく、当事者の契約締結目的という意味を持つ新しいコース理論が提唱されている。契約アプローチには、条件、不可分性、相互依存性などに依拠する見解がある。これらの見解は、結局、当事者の契約締結目的というコース理論に辿り着く。本論文では、いずれの見解においても、コース理論の断片的な研究をすることしかできなかった。取引の実現に向けて複数の契約が締結されたときの問題の多様な側面を解決するには、コース理論をさらに十分に研究することが必要である¹⁸⁴⁾。

183) 大村敦志『典型契約と性質決定』170頁以下（有斐閣、1997）。

184) GHESTIN (J.), Cause de l'engagement et validité du contrat, LGDJ, 2006.